

J・S・ミルの一八四八年フランス二月革命論

小 沼 堅 司

一 二月革命の衝撃——序に代えて——

J・S・ミルが二月革命勃発のニュースを聞いたのは、かれの主著『経済学原理』初版の印刷中のことであつた。フランス共和制の宣言と臨時政府の樹立を知つてかれは、いつもの知的な端正さをかなぐり捨ててゐるかにように興奮し感動した。一八四八年二月二九日付のチャップマン宛の手紙で、「この巨大なドラマ」をいち早く報告している。当時「地球の反対側」（ニュージーランド）に滞在していた友人宛のこの報告は、ミルの感動の質を生き生きと伝えている——

「私は、今ほとんど息も切らずに、（一八三〇年の七月革命に続く——引用者注）この第二の「三日間」にかんする文献を読みそして考えています。これ以上世界にとつて重要な出来事はないと思われますし、その成功によつて危うくなつてゐる利益の巨大さといつたらありません。」

「共和主義者たちは、最後には共和制の立場ではなくミドル・クラスも加わることができたもの、すなわち選挙改革の立場をとるだけの良識をもつていたが故に成功しました。決定的な瞬間においてパリの改革宴会（reform banquet）を禁止するというルイ・フィリップとギゾーの愚さによつて、民衆は立ち上がりました。」

そして前回と同様に三日間のあと——いずれの場合も重要な譲歩は余りに遅くおこなわれました——ルイ・フィリップの退位と逃亡に終り、共和主義者がパリとフランスの主人公となり臨時政府を樹立したのです。⁽¹⁾

それと同時にミルは、第二共和制の性格とその運命を冷静に分析し洞察することも忘れなかった。かれは、イタリア状勢、とくに二月革命につづいて確実に発生すると思われたロンバルディ全域での反乱を機とする戦争の危険を指摘したあと、二月革命を勝利に導いたまさにその要因によって臨時政府が抱え込まなければならなかった困難を、醒めた目で次のように分析している——

「第二に、共產主義 (Communism) は、今や始めて深い根をもち、広範にフランスにひろまっています。有効な共和主義の強さの大部分は、多かれ少なかれそれを吹き込まれています。臨時政府は、これに媚を売り、事実上労働者階級全体に仕事と高賃金を約束せざるをえません。政府はこの約束を守ることができるでしょうか、そして約束を守らないとしたらどういう結果になるでしょうか。やがて疑いもなく普通選挙権によって選出された国民議会が召集されるでしょうが、そのさいフランスの全ての良識と非常識とが示されることになるでしょうし、直ちにブルジョワと職工 (operatives) との間の分裂——おそらくいかなるギロチンもないでしょうが、いわばジロンド派とモンターニュ派の分裂——が生ずるのはほとんど確実でありましょ⁽²⁾う。」

賃金引き上げと完全雇用とは両立不可能であると信じていたミルは、臨時政府と労働者階級が衝突するに至るであらうことを怖れたのである。

一八三〇年七月の「暑い三日間」の時、直ちにパリに飛んで七月革命の諸原因、過程、帰結、将来の見通しを『エグザミナー』紙 ("Examiner") を中心に詳細に報告して以来、⁽³⁾ フランスは、ミルにとってヨーロッパの政治改革の先行者であった。大著『論理学体系 (System of Logic)』と『経済学原理』の執筆に心血を注いでい

た一八四〇年代の数少ない政治論文の一つにおいて、かれは、現代社会の全ての問題は他のどこでもなくフランスにおいてこそ提出されるであらう、と予測していた。「現代世界における二つの最も強い傾向は、民主主義と革命へと向かう傾向である。ここでのいう民主主義とは、統治形態の如何を問わず進行する社会的平等のことであり、革命とは平和的に行われるか暴力によって行われるかにかかわらず旧い制度と意見の全面的な廃止を意味する。この二つの種類の経験においてフランスは、ヨーロッパ諸国民のうちで最も進歩している。」⁽⁴⁾一八四八年二月革命の共和主義と社会主義の両側面は、このミルの予測を正当化している。共和制と社会主義、あるいは共和制の中の社会主義者の影響力——これは、労働者階級が公然と政治の舞台に登場し、パリ民衆の街頭における実力を唯一の権力の源泉として成立した第二共和制を分析する際のミルの基本的視点であった。したがってかれを心配させたのは、急進的な政治革命における暴力の使用でも、社会主義的共和派の挑戦でもなかった。むしろフランス共和制における「多くの実験的立法」の行方に、大いなる希望を託したのである。

このミルの希望の在処は、著名な法学者でありかれのペンサマイトの教師でもあったJ・オースティンとの屈折した関係の裡によく示されている。革命勃発時にパリにいたオースティン夫妻は、一時的に道路が閉鎖され、パスポートも停止されて生きて出国できるかどうかという恐怖につつまれた。⁽⁵⁾「赤い革命 (Red Revolution)」のスペクタクルをまのあたりにしたオースティンは、『タイムズ』にトリー以上に保守的な予兆を内容とする書簡を寄稿した。⁽⁶⁾その中でかれは、新しく権力についた「貧しい人々」の極端な要求から生ずるであろう経済の崩壊を予言した——金が国外に流出するであろう。革命に続いて必ず発生するにちがいない経済、雇用、秩序の危険な状態は、公安委員会を生み出すであろう。委員会は、武装せる民衆をコントロールしかつ自らを維持するために、力を用いなければならないであろう。その結果、大量殺戮が発生するにちがいない。逆に大量殺戮は反

動を育くみ、その反動から独裁が結果するにちがいない。独裁者は生きのびるためには民衆の注意をそらす必要があるが、全民衆の目を引き付ける唯一の実践的な方法は、ヨーロッパ戦争であろう、と。ほとんど「国立作業場 (ateliers nationaux)」の閉鎖と「六月反乱」、十二月一〇日のルイ・ナポレオン・ボナパルトの大統領当選、一八五〇年五月の選挙権の縮少、そして一八五一年の「ブリュメールの一日」のクーデタをも射程に収めるほどのこのオースティンの予言と二月革命批判に対して、ミルは熱情をこめて反論した。この二月革命をめぐる評価のちがいは、かれらの関係を悪化させ、離反を決定的とした。

「親愛なるオースティン夫人、既にあなたは、パリ在住のイギリス人はほんのわずかの危険にもさらされていないこと、イギリス政府や新聞によってフランス国民を立腹させるような宣言がだされることはほとんどないことを、確信されていることと存じます。道路も今はひらかれ、パスポートも希望する人に発行されるであろうと思います。(中略) わが国では、フランスの立場、そして共和政府が解決しなければならない新しい困難な問題、とりわけ労働と賃金に関する問題に対して、強いひじょうに友好的な関心が注がれております。私としては、その問題について今後なされたり企てられたりすることは首尾よくいくであろうと、強く確信しています。疑いもなく今後多くの実験的な立法がなされるでありましょうし、その幾つかは全く慎重さを欠くかも知れません。しかし現在、フランス以上にそのような実験を試みるのに適した国はありません。」

「親愛なるオースティン夫人、オースティン氏の手紙をお返し致します。私は、いかなる公的な事件の場合でも、今回ほど大きく氏と受けとめ方を異にするとは思いませんでした。(中略) 私は、氏が革命が個人の利益に対して及ぼす影響に付与していると思われる重要性——これは、あなた方と革命当事者の幾人かとの個人的関係からして疑いえません——を与えていないので、残酷とは考えることができません。昨年一〇月のロン

ドンの金融危機は、全ヨーロッパの足枷を破壊した事件から発生した、——あるいは私の予見する限りでは——今後発生するであろうのと同じ位の苦しみを諸個人に与えました。もしその事件がわずかにハンガリーの何百万人も農奴を解放するだけであつたとしても、私からみればそれは、百倍もの補償であらうと思われまゝす。将来の見通しに対しては、多くの不愉快な見込みがありうることを理解しないほど愚かな人は、誰れもないと思います。しかしこの不愉快な見込みの方が重要であると想像することは、その逆の期待があなたの方にとってそうであるのと同位じ、〈夢〉であると私には思われます。私の希望は、フランスでの事態が展開するにつれて萎むかわりに、膨らんでいます。⁽⁸⁾

こうしてミルは、二月革命の間に、一八三〇年の七月革命の後に萎んでしまったように思われた情熱と希望を再生した。「全ヨーロッパの足枷を破壊した事件」であるこの革命は、——臨時政府がかかえこまざるをえなかった解決困難な諸問題にもかかわらず——ミルの政治思想の発展に重大な刻印を残し、社会主義に対する態度の変更を促した。そして二月革命が提出した広範な問題、とくに社会主義者の同時代批判と社会再組織化の一般的プログラムは、——既に社会Ⅱ共和派が決定的に敗北してしまつたあとでさえ——歴史が解決を強いられる重要な問題として、ミルにとって避けることのできない思想的、理論的課題となつた。一八四九年の春、つまり「ヨーロッパの専制主義者どもが当面出抜きつゝあり」、「ロシアの軍隊の助けを借りてフランス以外のどこでもデモクラシーを押え込むのに成功する」という「ヨーロッパのもう一つの震動（オーストリアの地震からの比喩——引用者注）のまつただなか」⁽⁹⁾においてさえ、かれは、「正しい種類の進歩は、今や社会主義が根絶しえなくなっている以上、確実である」と述べ、しかもその際「現代社会の全問題は、私が長い間考へてきたように、他のどこでもなくフランスにおいてこそ解明されるであらう」という見通しを表明さえしていた。⁽¹⁰⁾

ミルにとって二月革命は、世界史的事件であった。かれは、革命の提出した共和主義と社会主義の直接的影響のもとで、そしてさらに革命の衝撃によって抑圧された者への情熱的共感をかきたてられ、社会主義・共産主義への反対を全面的に再検討することを要求したハリエツト・テラー夫人の個人的影響のもとで、『経済学原理』第二版（一八四九年）のための改訂作業を進めるかたわら、フランス共和制への悪質な批判と対決すべく『ウェストミンスター評論』に長大な二月革命擁護の論文を執筆した。⁽¹²⁾かれは、「わが国の上流ならびに中流階級の愚昧で利己的な部分」と「これらの階級の意見と偏見を反映し、できうる限り先取りしようとしている新聞」の中傷と「根拠のない批判」のうち、「主題全体を包括した唯一のもの」としてブルーム卿の著書を選び、直接これに反論する形で執筆を進めた。ブルーム卿は、「文明国における事態を変えたこの最も極端な革命を冷静にしかも徹底的に考察することは、これまで何度も政治運動の指導者であり、暴力の行使なしに実現された最も偉大な憲法上の変革にあずかって力あったかれのような人間に課せられた義務である」と考えて、ランズダウン侯を名宛人に、二月革命の恐怖を論証しようとした。⁽¹³⁾「一八四八年のバーク」たらんとしたブルーム卿の革命の原因とインパクトについてのほとんど全ての省察に反対し、一八四八年の帰結についてのかれのグルーミイな診断を拒否したミルは、「一八四八年のペイン (Thomas Paine redivivus)」として、かれの著作では例外的なほどの攻撃的な論潮をもって反論した。⁽¹⁵⁾これまで省みられることの少なかったこの論文は、ミルの政治思想の発展、社会主義観の変化に関して興味深い主題を含んでいる。ミルは、革命を「実力」でかちとったパリ民衆の「労働の権利」と「労働の組織化」の要求に対する臨時政府の「実験的立法」と改革の考察をつうじて、『経済学原理』第二版（一八四九年）、第三版（一八五一年）の私的所有制度批判と生産者協同組合の議論においてより精緻に理論化されることになる社会主義と労働者階級の権利とに関する重要な考察をおこなっており、ミルの精神的進歩のこの

局面を生き生きと示している。かれは、ちょうど第二版のための改訂作業に着手した頃、『原理』アメリカ版とそれへの書評にふれながら次のように述べている——「もしかれらについて言及した章（『私的所有制を廃止するという社会主義者の特定の提案』に関する章——引用者注）が、大陸における最近の革命の前ではなく後に書かれていたならば、私はより完全に社会主義に関する私の意見にふみこみ、より公正に取り扱ったでありましよう⁽¹⁶⁾」と。またこの論文は、フランス七月王政体制と革命の原因の分析、（成年男子）普通選挙権と人民投票の大統領制、一院制議會など、ミルの政治思想の特質を浮彫りにするような考察を含んでいる。したがって、この論文や多数の書簡をつうじて、ミルが一八四八年フランス二月革命と革命が提出した問題をどう受けとめ、そこからのような教訓を引き出したかを検討することは、かれの政治思想（民主主義）と経済学（社会主義）の発展過程を内在的に分析するさいの重要な意味をもつであろう。その意味で、ミルの時論である『一八四八年二月革命擁護論』は、『経済学原理』（第二、第三版）と『代議政治の考察』の理論の生成ないし成熟の過程を明らかにするとともに、理論の歴史的、性格を照らしたすという位置を占めている。ミルにおいて、理論は、時論を媒介として、歴史的現実へと通底していると同時に、時論は、歴史が提出した課題を理論へと翻訳するのである。

注

- (1) J. S. Mill to Henry S. Chapman, 29 February 1848, in Francis E. Mineka (ed.), *The Earlier Letters of John Stuart Mill 1812-1848*, Collected Works of J. S. Mill, Vol. XIII (University of Toronto Press, 1963), p. 731. 以下 E.L. と略する。

- (2) *Ibid.*, p. 732.

- (3) J・S・ミルの七月革命観ならびにそれがミルの政治思想に及ぼした影響については、なによりもまず山下教授の次の研究を参照されたい。山下重一「J・S・ミルとフランス七月革命、(山) (下)、『国学院法学』一五巻一、二、三号。本稿は、ミルの政治思想の展開過程という点からすれば、山下教授のこの綿密な労作の延長上に位置する。私は、この労

作を含めて教授の多数の研究論文に多くを負っている。だが、狭義の政治思想以外の研究領域においては、とくに内田義彦氏（専修大学名誉教授）の『経済学の生誕』、『経済学史講義』（ともに未来社）と、教授との私的討論（一八四八年革命をめぐるミルとマルクス——この問題は未だ未刊であるが、内田教授の経済学史研究における第三のテーマでもある——『生誕』の「あとがき」参照）から、最も多くの問題意識を得ている。政治における知性や社会のドラマ的構造とトリックとの連関の問題を含めて、私の内田教授の思想の理解については、内田義彦『作品』への遍歴（『新潮社』一九八二年）三八—四〇頁を参照された。

- (4) J. S. Mill, *Duveyer's Political Views of French Affairs*, *Edinburgh Review*, vol. 83, April 1846, p. 453.
- (5) Michael St. John Packe, *The Life of John Stuart Mill*, London 1954, p. 322.
- (6) John Austin, Paris 27 February, *The Times*, 1 March 1848.
- (7) J. S. Mill to Sara Austin, 7th March 1848, C.W.XIII, E, L., pp. 733-4.
- (8) J. S. Mill to Sara Austin, March(?) 1848, C.W.XIII, E, L., p. 734. ミルとオースティン夫妻の関係は、一八四〇年代に徐々に悪化していった。それには、ヘリエット・テラーとの関係に対するオースティン夫人のゴシップという個人的事情が介在していたが（M. J. Packe, *op. cit.*, pp. 322-3）、ミルとオースティンとの間における民主制（democracy）と貴族制（aristocracy）の対峙、財産制度の改革、フランスの政治状況の認識、をめぐる意見の相違によることが大きかった。cf. J. S. Mill to John Austin, 13th April 1847, C. W. XIII, E, L., pp. 711-715. ミル自身の意見の相違が決定的な離反となったのが、二月革命の評価をめぐることであった。亡命してきたギゾーを保護すべく、オースティン夫妻がウェイブリッジ（Weybridge）に居を構えることを知って、ヘリエットはウォルトン（Walton）の女の別荘（しばしば週末にミルはそこで過ごした）を手離したほどであった。cf. M. J. Packe, *op. cit.*, p. 323.
- (9) J. S. Mill to Harriet Taylor, [ca 31 March 1849], C.W.XIV, *The Later Letters of John Stuart Mill 1849-1873*, p. 21. (ミル L. L. 文庫)
- (10) J. S. Mill to Henry Samuel Chapman, 28th May 1848, C.W.XIV, L, L., p. 32.
- (11) Harriet Taylor to J. S. Mill, 25 July 1848, in F. A. Hayek, *John Stuart Mill and Harriet Taylor* (London, 1951), pp. 124-127; H. Taylor to J. S. Mill, 27 or 28 July 1848, *Ibid.*, pp. 127-8; J. S. Mill to H. Taylor

- 19 Febr. 1849, C.W.XIV, L. L., pp. 8-10; J. S. Mill to H. Taylor, 21 Febr. 1849, C.W.XIV, L. L., pp. 11-12; J. S. Mill to H. Taylor, 21 March 1849, C.W.XIV, L. L., pp. 19-20; J. S. Mill to H. Taylor, [ca 31 March 1849] C.W.XIV, L. L., pp. 21-23.
- (21) J. S. Mill, "The French Revolution of 1848, and Its Assailants," *Westminster Review* LI (April 1849). Reprinted in *Dissertations and Discussions* II, as "Vindication of the French Revolution of February, 1848: in reply to Lord Brougham and others".
- (32) *Ibid.*, pp. 335, 336.
- (14) Henry Peter Brougham, *Letter to the Marquess of Lansdowne, K. G. Lord President of the Council, on the Late Revolution in France* (London, 1848).
- (15) F. B. Smith, 'The View from Britain I: "Tumults abroad, stability at home," in E. Kamenka and F. B. Smith (ed.), *Intellectuals and Revolution—Socialism and Experience of 1848* (Edward Arnold, London 1979), pp. 94, 101.
- (16) J. S. Mill to John Jay, [Nov. 1848], C. W. XIII, E. L., p. 741.

二 七月王政と革命の原因

ミルは、共和制の宣言と臨時政府の樹立を擁護し、臨時政府が「唯一の実力」としてのパリ民衆の圧力のもとで打ち出した政策を正当化しようとした。そのためにもかかは、必要不可欠の前提として、七月王政体制を分析した。それは、偶然的の触媒によって勃発した二月革命の自然発生性の背後に、いかに革命の一般的原因が蓄積されていたかを明らかにするとともに、「一八四八年のバーク」たらんとしたブルーム卿が、ヨーロッパの騒乱に對して「パリスイ主義的」な態度をきめこんでいたイギリス人に革命の恐怖をかきたてるために、ヨーロッパを震憾させたフランスの「革命的授業のもとでの暴徒の進出 (mob progress)」にあげせかけた反革命の悪罵と中

傷に対して、理論的に反論するためでもあった。ミルは、七月王政下における「十七年間の権力の結果」は何であつたか、つまり「確立後のはじめの数年間にはきわめて断固たる暴力的な攻撃でさえ動揺させることができなかった政府が、なぜ一八四八年には最初の一撃で崩壊するほど脆弱であつたのか、そしてその崩壊をおしとどめるために誰れ一人として立ち上らなかつたのかの理由」を、次の二点に求めている。それは、後に検討するよう、ミルにおける政治認識と社会—政治改革の基本的視点を窺わせるような内容をもっている。第一に、七月王政における政府は、「全く進歩の精神のない政府」であつた。その政府は、「あらゆる組織的な改革、最も穩健な改革にさえ頑迷に抵抗しただけでなく、單なる立法上、行政上の改革に対してもまた敵対した。すなわち政府は、ほとんどいかなる改善も発案したこともなく、また政府外の人々によって提案された全ての改善に抵抗するのに成功した。」この「最悪の保守主義に席を譲つてしまつた政府」、あらゆる「権力濫用に身売り」してしまつた政府は、「フランスの全ての邪惡なる利益 (sinister interests) の同盟に依拠していた。」極端な制限選挙制のもとで、政府に結集する「多数派を選出した二、三百人の有権者団の投票に影響を及ぼした人々」にとっては、「いかなる改善も自らの利益に反する」ことであつた。かれらの「進歩の精神の欠如」を正当化するものは、「民主主義への憎しみ」であつたろう。しかしその憎惡は「個人的利益」と結びついてゐた。それ故にこそかれらは、「かれらの党派を結集するためには、その最低の支持者の目的にへつらうことをためらわなかつた」のである。

ルイ・フィリップの政府の第二の特徴は、その政府にとって「より致命的」であつた。なぜならそれは、「國王自身の個人的性格と力とに一体化」し、「人間のより卑しい利己的な衝動」を通して発現してゐたからである。その政府の「統治の唯一の手段」は、「人々の直接的な個人的利益あるいはその利益の不安にじかに訴える

こと」であり、公共精神の原理を「危険であるとして抑圧することであった。すなわち、「ナポレオンが大衆に對して働きかける一つ的手段として軍事的卓越への崇敬を培ったのと同じ方法で、ルイ・フィリップは、フランス全体を物質的利益の崇拜 (culte de intérêts matériels)、現金 (cash-box) と元帳 (ledger) の崇拜に熱中させようと努めたのである。」こうしてルイ・フィリップの政府は、「諸階級に對してはその階級利益を通じて訴えかける」とともに、地位・名望・才能をもつ諸個人には「お金であれ虚栄心であれ最も接近しようと考える個人的利益を通じて語りかける」ことによって、「腐敗が、政府の意のままにしよう (政治的・経済的な) 資源が許す限り目一杯おこなわれた」のである。ミルは、このようなルイ・フィリップの七月王政における「顕著な事実」を次のように要約し、この体制が「いつ倒れてもおかしくない」し、「いつの日か終末を迎えることはほとんど確実」であったことを論証している――

「したがってフランスにおける最良の精神をもつ人々は、ルイ・フィリップの政府は墮落した政府であり、その有害な影響のもとでは、全ての公的原理、公共精神あるいは政治的意見の尊重は、財産所有階級の場合は一般に利己的無関心に、比較的著名な多数の諸個人の場合には憶面もない個人的利得の追求にますます席を譲りつつある、と長い間感じてきたし、年ごとにその感情は強まってきたのである。」

こうしてミルは、「二月の諸事件は予見不可能であった」という批判、あるいはむしろ「暴力への傾向」に慣れたんだ暴徒、「印刷所に集合した半ダースの職工」、「靴製造人や原稿整理係を先頭とする一握りの武装したごろつき」の「仕事」であったという最大限の中傷に對して、二月革命とその精神を擁護すべく、革命を準備した一般的原因Ⅱ七月王政の矛盾の累積を分析したのである。その際かれがより多く依拠したのは、名著『アメリカにおける民主主義』二巻の著者として世界的な名声を獲得し、また一八三九年から立憲的政府反対派の下院議

員として七月体制を冷静に観察したトクヴィルであった。ルイ・フィリップ体制に関するかぎり——そしてまた後に考察する一八四八年四月の国民議会議選の分析においてもまた——自由主義者トクヴィルの分析は、マルクスの分析、すなわち革命的理論家として、二月革命を、一八四七年秋の「ロンドンの植民地物産の大取引業者の破産」に端を発するイギリスの全般的な商工業恐慌が「世界市場の法則」によってフランスに波及し、「全般的な不満の爆發」を促進した結果発生したという、資本主義の世界的体系の重層的矛盾の視点から總体的に考察したマルクスのそれと、驚くほど類似していた。我々はここで、ミルの二月革命擁護の同時代的、客觀的背景をよりよく理解するために、マルクスとトクヴィルの分析を援用しつつ七月体制の構造とその実態を分析しておく。それは、マルクスとトクヴィルを同時代の証人席に立たせることによって歴史の舞台により明るい照明をあてるとともに、ミルを焦点とする比較政治思想の一例を提供するであろう（ちなみに「精神の危機」以後のミルは、比較政治思想の宝庫である）。

一八三〇年の革命は、七月の「栄光の三日間」を闘い抜いた中小ブルジョアを中心とする国民軍と労働者階級によつてはじめてかちとられたものである。それ故七月体制は、国民軍と労働者の共和主義的世論の圧力のもとで、幾つかの自由主義的改革を余儀なくされた——すなわち、カトリシズムの国教制の廃止、上院の会期の公開制と上院議員身分の世襲制の廃止、国王の勅令發布権と法律停止権の除去、出版の事前検閲の廃止、選挙制度の改革、国民軍制度の復活（伍長以上の階級は全て選挙による、しかし「正規役」は、直接税納税者に限定される）とともに自己費用による装備の嚴格化のために、労働者は排除され、「富」による「富」の防衛軍の性格をもつ⁽⁴⁾等である。だが「バリケードの上の諸階級の友愛」を讃歌し、「人民こそがこの三日の間一切のことをなし、闘争の結果は人民のおかげである」というブルジョワ新聞『ナショナル』の総括にもかかわらず、労働者や

中小ブルジョワへの約束は果されず、「国民的紋章としての三色旗の復活」という精神的栄光と、太陽王ルイ・フィリップは「フランスの国王 (roi de France) ではなくフランス国民の国王 (roi de Français) である」という精神的慰撫に甘んじなければならなかった。⁽⁶⁾つまり闘わなかった者たちが、革命の成果を全て刈り取ったのである。

こうして「銀行が国家の頂点に位置」し、「ブルジョワジーがサン＝ジェルマン労働者街の人々にとって代って事態を支配し、銀行はブルジョワ階級の貴族となった。」(スタンダール) 七月王政は、本質的に「大ブルジョワジー」の寡頭制であつた。この「大ブルジョワジー」の構造は、ジャン・ロムによれば、製糖業(ドレセル)、ラシヤ製造業(キュナン＝グリデーヌ)、鉱山や製錬所や織物業(カジミール・ペリエ)、取引所・銀行・金融(ペリエ、セイエル家、ジャック・ラフィット、グーアン、オタンゲ、マレ、ロスチャイルド、ペレル兄弟)など金融資本家と一部の工業資本家を頂点に、大産業家、各省高官、学者、公証人・代訴人・弁護士などの大法律家、医師を傘下に収めた「貨幣ブルジョワジー」であつた。一八三〇年は、地主貴族階級に代って「大ブルジョワジー」の行使する覇権の出発点であつた。⁽⁷⁾またマルクスによれば、この寡頭制の主人公は、本来の意味での産業資本家層ではなく、ブルジョワジーのうちの「一分派であり、銀行家、取引所王、鉄道王、炭鉱・鉄鉱・森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主——いわゆる金融貴族 (Finanzaristokratie)」にほかならなかつた。この「上層ブルジョワジー」は、自らが決定する財政・金融政策と公共事業から莫大な富を獲得した。大銀行家は、大規模な土木事業や鉄道建設事業の資金調達のために発行される大量の国債を引き受け、国債利子を通じて国家財政に寄生していた。またパリの取引所に上場される各国政府の有価証券の高利取得から利益をえた。「国家が負債に陥ることは、むしろ議會をつうじて支配し立法していたブルジョワジーの分派にとっては、直接の利益に

なった。国庫の赤字、これこそに彼らの投機の本来的対象であつて、彼らの致富のおもな源泉であつた。」金融貴族は、毎年度の新しい赤字と新しい借款のたびごとに最も有利な条件で国家と契約を結び富を増大させた。また国家の秘密を握っている「銀行家と議會および王座にいる彼らの一味」は、国家信用の不安定な状態を利用して、「国債証券の相場に異常な突然の変動を起こさせること」ができ、新しい借款のたびに資本を国債に投下する公衆を取引所の手操作によつて略奪した。支配階級はまた同じように、一方では鉄道建設事業に株主として参加しておきながら、他方では「その同じ事業を立法者として国費をもつて実現させる」というように、鉄道をくいのとした。こうして「上層ブルジョワジー」は、産業資本の再生産と循環の構造に媒介された金融資本としてではなく、国家財政、諸国公債、鉄道・株式投資、手形流通を基礎とする短資市場から致富の手段をえていた。要するに「七月王政は、フランスの国富をくいのにするための一株式会社にはかならなかつた。その配当金は、大臣や兩院や二四万の選挙人とその味方のあいだに分配されたのである。ルイ・フィリップはこの会社の支配人であつた。」⁽⁸⁾

一八三九年からの数年の議會経験において、「このような政治の死海の中では何ものも期待できない」という「深いメランコリー」と「癒されざる空虚さ」、「絶望へとかりたてる実りなき孤立」の苦痛を味わわなければならなかつたトクヴィルは、⁽⁹⁾だが一人の政治学者、社会学者として、七月王政の本質を凝視しルイ・フィリップの政府の実態を分析した――

「八三〇年には、ミドル・クラスの勝利は決定的なものになり、また完全なものになつたので、あらゆる政治権力、選挙権、特権等、要するに政府全体がこのブルジョワジーの狭い限界のなかに閉じ込められ、法律によつてこの階級の下にいる全ての者を、また事実においてかつてその上にあつた階級の全ての者を排除するに

至った。こうしてブルジョワジーは、社会の唯一の指示者となったばかりでなく、その育成者ともなったといつてよい。この階級はあらゆる官職につき、桁はずれに官職の数を増やし、自らの事業で生活するのと同様に同じ位国庫で生活するという習慣を作り上げた。(中略)ミドル・クラスの特有の精神が政府の一般的精神となり、国内問題と同様外交政策をも支配した。」

「このミドル・クラスは、その権力としてすぐあとには利己主義という塹壕に身を隠して政治を私企業のように取り扱い、そのメンバーは皆私的利益の見返りがある限りでのみ公的問題のことを考え、そのけちな繁栄の中で容易に国民のことを忘れたのであった。(中略)後世の人々はおそらく、当時の政府がその目的においていかに一つの産業会社の様相をおびており、そこでは株主が引き出しうる利益を目的として一切の操作がなされたか、想像がつかないであろう。これらの悪徳は、支配階級の自然の本能、その絶対的権力、その時代の衰弱と腐敗に結びついていた。しかも国王ルイ・フィリップは、それらを増大させるのに貢献したのである。(中略)ルイ・フィリップとブルジョワジーのこの悪徳の結婚は、最初前者に強さを提供し、ついで後者に墮落をもたらししたが、革命が両者を崩壊させることによって終った。」⁽¹⁰⁾

このように極端な「官僚制と金権制(plutocracy)の結合」であった七月体制は、その不可欠の基礎として制限選挙制によって支えられていた。復古王政下の選挙制度を自由主義的方向に修正した一八三一年四月一九日の法律は、被選挙権資格納税額を直接税一〇〇〇フランから五〇〇フランへ、年齢を四〇歳から三〇歳にそれぞれ引き下げ、選挙権資格も三〇〇フランから二〇〇フランへ、最低年齢を二五歳とした。この直接税の納税額による資格制限条項は、七月革命の直接の担い手であった中小ブルジョアと労働者層を政治の舞台から排除することを意味していた。それは、有権者を九万四千人から一六万七千人に増やしただけであった。七月王政末期(一八

四六年総選挙)に選挙母体は二四万八千人に増加するが、それでも人口の一パーセント以下でしかなかった。⁽¹²⁾この寡頭制は、一八三一年の都市自治体法によって——条件は緩和されたが——地方政治でも実施された。都市議会選挙における有権者は、人口五千人の都市で三百人、一万五千人の人口をもつ都市で七百人、一〇万の都市で三千人に限定され、しかも大都市の市長は中央政府によって、その他の市長は知事によって任命された。⁽¹³⁾ギゾーの造語である「法定国民 (pays legal)」とは、したがって「働いて金持ちになること (enrichissez-vous)」を意味したのである。議会における幾たびかの選挙権の財産資格制限の緩和の提案に対して、ギゾー政府と議会多数派は、ひとたび譲歩すれば共和派の要求する民主主義に道を開くことにつながると考え拒否をもって答えた。「金持ちになりたまえ、そうすれば有権者となるであろう」というギゾーの答弁は、改革派を憤激させ、そのコトバは「ブルジョワジーのひとりよがりを要約するもの」となった。⁽¹⁴⁾議員の官職兼任禁止を求める議会改革へのギゾー政府の抵抗もまた強固であった。七月王政を特徴づける官僚議員の増大は、官僚を議員にしこれを操縦することによって、政府の政策の貫徹を容易にすることをねらったものであったが、そのことによって「大ブルジョワジー」の金権制の主要な装置となった。七月王政下の官僚議員は三〇—四〇パーセントの比率であった。それ故厳格な兼任禁止制度すなわち知事・郡長・収入役の絶対的兼任禁止と、将官、検事総長、初審裁判所検事、租税・国有地・登記・関税の各局長のそれぞれの管轄における相対的兼任禁止を求める提案が次々に打ちだされたが、下院の徹底的反対によって実現しなかつた。⁽¹⁵⁾

ミルは、ブルーム卿の「原因なき偶発的事件」という革命批判に対して、「革命は予見されることができたほど既知の原因の当然の結果であった」ことを証明するために、二つの記録を引用している。一つは、パリの銀行家でブルジョア共和派のグードショー (Goudchaux) が、一八四八年の五月十五日の事件と六月反乱にさいし

「調査委員会 (Commission d'Enquete)」でおこなった証言である。かれは、議会では「革命は余りに早くやってきた」と述べたのであるが、それにもかかわらず証言では、「かれとかれの友人の政治家たちは革命が切迫していると確信し、革命勃発の二、三日前に臨時政府の名簿を調整するためにかれの家で会合をひらいたのであるが、ルイ・ブランを名簿に入れるか排除するかの問題で意見が一致しなかった、と述べた⁽¹⁶⁾」もう一つは、トクヴィルが革命の四週前の一月二七日に下院でおこなった演説⁽¹⁷⁾である。ミルは、この演説を数度にわたって引用しつつ、七月体制における「政治道徳」の衰退とブルジョアの実態、権力濫用のメカニズムなどを明らかにしたあと、トクヴィルが、「革命の前兆」が最も深刻なほどに存在し、この「新しい革命」が「一年、一ヶ月、あるいはおそらく一日以内にさえ」発生するであろうと予言したことを、確認している。トクヴィルは、院外の「共和派の創出」に運動量^{モメンタム}を与え、さらにそれを突き破って社会主義的性格の革命を生み出すかもしれない歴史の構造的変動の様相をおさえる一方、院内では長い間、政府は「野党は社会を危険に陥らせつつある」と非難し、野党は「政府は君主制を破滅させつつある」と批判しつつ、互いに自分のいっていることも相手のいっていることも信じていないという「議会の喜劇」を演じてきたが、きたるべき革命の悲劇が「両者とも正しいこと」を証明するであろう、と予言した――

「わが国が再び二大党派に分裂する時が近づいています。あらゆる特権と排他的な権利を廃止したフランス大革命は、しかし一つの権利、すなわち財産権をそのままにしておきました。(中略) 当時財産権は、全ての他の権利を外壁とする社会の城壁のようなものでありました。(中略) しかし今日では、財産権は、破壊されたアリストクラシーの世界の最後の遺物であり、平等社会の中の孤立した特権としてだけ存続しているがゆえに、今や大きな危険にさらされており、民主主義的意見の直接のたえざる衝撃に直面せざるをえない状態にあ

ります。まもなく持てる者と持たざる者との間で、政治闘争がはじまるでありましょう。財産は、大闘争場となるでしょう。そして主要な政治問題は、多かれ少なかれ財産所有者の権利の大幅な修正にかかっていることでしょう。」

「労働者階級は今はずかですが、かれらの心の中に生じつつあることに注目していただきたいのです。たしかにかれらは、現在は、かつてほど政治的な情熱ともいうべきものにつきまとわれてはおりません。しかし諸君、かれらの情熱が、政治的なものから社会的なものに変わっているのが分らないのでしょうか。かれらの間に、これこれの法律やこれこれの内閣やこれこれの政府を倒すだけでなく、社会そのものを打倒し、社会が今日その上に建てられている基礎を破壊しようとしているさまざまな意見や思想が少しずつ普及しているのが分らないのでしょうか。（中略）このような意見が根をはり、普及して大衆の中に深く沈澱する時、それらは、遅かれ早かれ——私はいつ、どのようにしてかは分りませんが——最も怖るべき革命をもたらすにちがいないということ、を、認識しないのでしょうか。諸君、私は深く確信しておりますが、我われは今や、自分をごまかして、活動を開始した火山の上に眠っているのです。」⁽¹⁹⁾

こうしてミルは、主にトクヴィルの洞察に依拠しつつ、だがトクヴィルとは異って共和主義を支持して、ギゾー政府のもとでの「民衆の憤激の正当な帰結」を正当に認識しようとした。当面の論敵ブルーム卿の無知の哲学、あるいはむしろ悪意の精神を、激しくだが冷静に批判しつつ、かれは、共和主義の運動とその精神が如何に深い根をもっていたかを明らかにした。それは、「既に一八三一年にはじまっていた」が、やがて「九月の諸法律によって、出版をつうじて国王を攻撃することは確実に壊滅されられ沈黙せられたが故に、政府反対派というマスクをかぶることを強いられる」こととなった。一八一〇年の刑法二九一条、一八三四年十一月の法律、そ

して一八三五年の「九月法」によって、⁽²⁰⁾ あらゆる政治結社・集会が禁止され政治新聞（いわゆる「意見の新聞」）が弾圧されたが、これらの「言論抑圧（censorship）の法律にもかかわらず」、「民衆の感情は、ひとたび十分に燃え上がる」と全ての障害を乗り越えて進んでいくであろう。⁽²¹⁾ ミルは、ブルーム卿の「にわか仕こみの思想の結果、（the true result of a result of a sudden thought）」「新奇なこれまで試みられたことのない、そして考えられたことさえなくspannew, untried, and even unthought of）」というフランス共和主義についての「無知」に対して、一八三〇年から一八四八年の間共和主義は、「考えられたことがない」どころか、フランス全土で——賛成派によっても反対派によっても——希望あるいは恐怖の対象であったこと、「幾たびかの怖るべき暴動が共和主義の名において勃発したこと、多くの著名な指導者が共和主義のためにおこなった行為の故に、アム（Ham）、ドウラン（Doullens）、モン・サン・ミシェル（Mont St. Michel）の監獄に投獄されてきたし何人かは革命勃発当時なおほいついていたこと」を確認している。⁽²²⁾

「二月に先立つ六ヶ月間の主要な政治的特徴は、改革宴会（reform banquets）であった。」ブルーム卿は、改革派に対して、「繰り返される討論と民衆の影響力の行使」を信頼せず、議会での投票によって憲法の改革を実現しようと努力しなかったと非難し、それと対照的に暴動なしに憲法（国家体制）の改革をなしとげた「グレイ卿内閣の偉業」を自慢した。だが、とミルは反論した——「それは暴動の怖れなしでおこなわれたのか。もし暴動のチャンスがなかったならば、上院はその反対の態度を翻したであろうか。あるいはまたウエリントン公は絶望してそのゲームを投げすてたであろうか。」フランスでは、民衆の力のたんなる示威だけでなくその実際の行使が必要であった。フランスの改革派にとっては、そのような平和的な手段は否認されていたからである。「フランスの法律によって認められていた最も身近かな方法は、改革宴会（reform dinners）であり、これでさえ影

響力をもちはじめるや否や政府は禁止したのであった。民衆の憤激が燃えあがり君主制が破壊されたのは、この最後の手段が否認されたときであった。⁽²³⁾」

注

- (1) E. Kammenka and F. B. Smith (ed.), *op. cit.*, p. 94.
- (2) J. S. Mill, *Vindication of the French Revolution of February, 1848*, in *op. cit.*, *op. cit.*, pp. 344-6. (傍点は引用者による。以下ごとわりなき限り、全て同様。)
- (3) マルクス『フランスにおける階級闘争 一八四八年から一八五〇年まで』、マルクス・エンゲルス全集第七巻(大月書店、一九六一年)、一三、一七頁。また山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』(未来社、一九六九年)、第四章を参照。
- (4) Maurice Agulhon, *The Republican Experiment 1848-1852* (Cambridge University Press, 1983), p. 13.
国民軍について、ジャン・ロム(木崎喜代治訳)『権力の座についた大ブルジョワジー』(岩波書店、一九七一年)、一五六―九頁。
- (5) Alfred Cobban, *A History of Modern France*, vol. 2: *From The First to the Second Empire* (Penguin Books, 2nd ed., 1975), p. 96.
- (6) Albert S. Lindemann, *A History of European Socialism* (Yale University Press, 1983), p. 67.
- (7) ジャン・ロム、前掲書、四七頁。
- (8) ジャン・ロム、前掲書、九十一頁。傍点は原文のまま。なお、ロム、前掲書、一二七―三〇、一三二―四、一四二頁。中木康夫『フランス政治史 上』(未来社、一九七四年)、七四―五頁参照。
- (9) 一八四二年十一月二十二日付のトクヴィルのボレーン宛手紙のノート。cf. J. P. Mayer, *Alexis de Tocqueville: A Biographical Study in Political Science* (Harper & Brothers, 1960), p. 45.
- (10) Alexis de Tocqueville, *Recollections*, a new translation by George Lawrence, introduction by J. P. Mayer (Doubleday & Company, 1970), pp. 5-7.

- (11) A. Cobban, *op. cit.*, p. 98.
 - (12) ジャン・ロム、前掲書、九九—一〇〇頁、二八六—七頁。
 - (13) A. Cobban, *op. cit.*, p. 99.
 - (14) Albert S. Lindemann, *op. cit.*, p. 79; J. P. Mayer, *op. cit.*, p. 47.
 - (15) 中木康夫、前掲書、六一—二頁、ロム、前掲書、一〇二—三頁。
 - (16) J. S. Mill, *op. cit.*, pp. 349—350.
 - (17) このトクヴィルの演説は、両院の討論を全て記録する公式の議事録である *Le Moniteur* に収録されており、ミルもこれから引用している。かれの引用は数ページにわたる長文であったが、その際、客観性を保障するために、フランス語原文を論文末尾に付録として載せるように編集長に要求した。cf. J. S. Mill to William E. Hickson, March 1849, C. W. XIV, L. L., pp. 13-14. 『ウェストミンスター評論』は、これらの原文付録を削除したが、論文集では再録されている。なおのちにみるように、ラマルティヌからの引用も同様である。cf. *Dissertations and Discussions II*, pp. 411-420.
 - (18) Alexis de Tocqueville, *op. cit.*, pp. 15-16.
 - (19) *Ibid.*, pp. 12-14. ここに引用したのは下院演説だけでなく、その下敷となったものであるが、一八四七年一〇月に下院の新会期で発表しようとして書いた「宣言」の部分を含んでいる。
 - (20) 既に一八一〇年の刑法二九一条によって二〇人以上の結社は禁じられていたが、さらに一八三四年十一月一〇日の法律が、織布工の賃金問題に端を発し当局の「冷酷な計画」のもとに砲撃によって鎮圧されたリヨンの「四日間」の暴動のさなかに公布された。この法律は明らかに、リヨンの労働者蜂起に大きな影響を及ぼした「革命的共和派」、つまり労働者と同盟関係を形成しつつあった小ブルジョワジーを中心とする「人権協会」に鉾先を向けたものであった。一〇人—二〇人単位の支部からなる人権協会を取り締まるため、二〇名以下の結社を禁止したからである。この法律はさらに、集会がたとえ定期的であってもこれを禁じ、摘発された違反に対しては指導者のみでなく加入者全員をも処罰の対象にし、処罰は審査委員会でなく軽罪裁判所に付託される、という内容をもっていた。
- 他方、一八三五年七月二八日のコルシカ人フィエシの国王暗殺事件に端を発して、さらに弾圧立法が制定された。重罪

裁判所の強化、新聞発行の保証金の増額、風刺画の検閲(ドーシエ Dounier やグランヴィル Grandville らの風刺画家によりルイ・フィリップとその政府は戯画的に描かれていた)などを実施する「九月法」である。新聞への予防的検閲を廃止した一八三〇年の憲章にもかかわらず新聞は、なお印紙税と保証金によって重大な制限を加えられていたが、この法律によってセーヌ県での保証金は一〇万フランに増額され、国王への侮辱と統治の形態ならびに財産への攻撃に対しては一〇〇〇フランの罰金と編集長の投獄とが課せられた。ジャン・ロム、前掲書、一二三頁、A. Cobban, *op. cit.*, pp. 104-5. こうして一切の政治結社・集会の禁止と政治新聞への弾圧とによって、「革命的共和派」と民衆の結合は破壊され、一方ではブランキの「季節社」などの秘密結社の方向をとるか、他方ではフリーメイソンや相互扶助会、教育会などの非政治的サークルという形をとることを余儀なくされた。この結社運動の全般的退潮による嵐の前の静けさのなかで起った最後の一撃が、一八三九年五月十二日の季節社の暴動であった。ルイ・フィリップの政府にもパリ警察当局にも全く知られていなかった約五〇〇名の秘密結社黨員をもって市庁舎を占拠し、共和制を宣言し、驚くべきすみやかさでもって銃砲店を襲撃し、バリケードを構築し、他の戦略拠点を占拠したこの蜂起も、しかし易々と鎮圧された。パリ民衆の幾たびかの蜂起(とくにラマルク將軍の葬儀への出席に端を発した一八三二年六月の蜂起、一八三四年のリヨン蜂起から波及したトランスノナン街の虐殺によって鎮圧された蜂起)以来七月王政に深い憎しみをもっていたパリの労働者地区も、パリ民衆に武器をとれという季節社の熱烈なアピールに呼応しなかった。「大衆の支持のない革命的な一揆主義(putschismus)」としての「ブランキ主義」という政治語彙を残したこの最後の蜂起以後、共和主義運動の主流は沈滞し、議会政治家の改革運動へと移行していった。cf. Albert S. Lindemann, *op. cit.*, pp. 72-5; A. Cobban, *op. cit.*, p. 102.

(21) J. S. Mill, *op. cit.*, p. 352.

(22) *Ibid.*, p. 352.

(23) *Ibid.*, pp. 351-2. 一八三二年第一次選挙法改革とミル父子の関係については、cf. Joseph Hamburger, *James Mill and Art of Revolution* (Greenwood Press, 1963).

三 臨時政府の成立とその政策

二月革命は、トクヴィルが「偶然によって受胎された一般的原因から発生した」と分析したように、自然発生的契機と構造的契機とによって織りなされたドラマであった。トクヴィルの卓拔なレトリックを借りていえば、たしかに偶然あるいは第二次的原因の連鎖は「今日世界の劇場で発生しているあるゆる出来事の重要な要素である」が、しかし「偶然は、原因が既に準備されていないならば何も行うことはできない」のであって、「先行する事実、制度の性格、精神と習俗の状態の変化は、偶然がこれらの予告なしの事件を織りなすさいの素材である」⁽¹⁾。我々は、ここで、既に検討した七月王政下の矛盾と危機の蓄積という一般的原因をふまえ、革命の「壮大なドラマ」(ミル)を織りなした構造的要因と、選挙改革運動を急激に革命へと転化させた自然発生的過程とをみておこう。それは、革命が提出し臨時政府が解決を強いられた諸問題と、それらの問題に対するミルの——そして比較の観点から我われが重視している革命の冷静な観察者トクヴィルの——対応と見解の客観的背景を理解するのに役立つであろう。

「二月の日々」の到来の背景には、一八四六年の農業不況と四七年の恐慌との結合により発生した経済危機と社会的騒擾という構造的要因が底流として存在していた。この恐慌は、二重のメカニズムをもっていた。⁽²⁾すなわち、四五—六年の小麦不作とじゃがいもの病害を起点とする農業危機が、市場の縮少をもたらし、その結果として繊維部門を中心とする商工業恐慌が発生するという伝統的Ⅱ旧型恐慌と、全般的過剰生産恐慌としての最初の本格的な循環性恐慌とがからみ合った「過渡的恐慌」であった。さらにこの過剰生産恐慌の表面化の上に、信用恐慌が複合的に展開した。それは、七月王政に密着した「金融貴族」、鉄道資本、上層製鉄資本集団による鉄道

・製鉄部門での過剰投資を起点とし、利潤低下→鉄道部門での信用の急激な縮少→手形割引→短期信用のための正貨欠如→鉄道株価の暴落と取引所恐慌、という過程をたどった。不作に伴う穀物大量輸入とイギリス資本の引き揚げとによるフランス銀行の正貨準備の減少と貨幣市場の逼迫が、この過程に追い打ちをかけた。この商工業恐慌と金融恐慌は、一方では「金融貴族」による貨幣信用独占体制の狭隘なメカニズムの矛盾を露呈し、そこから除外されていた中小産業資本における貨幣信用不足を深刻化させて大きな打撃を与え、ともに、他方では賃金低下、失業、食糧危機による広範な民衆の生活を攪乱しその不満を増大させた。

この危機のなかでパリは、特別の地位を占めていた。総じて一八四〇年代のパリは、各国の指導的な社会主義者、改革主義者を引き寄せるヨーロッパの知的中心であり、⁽³⁾「危険なイデオロギー的要素が発酵する魔女の大きな⁽⁴⁾ま」であったが、他方では、ヨーロッパの至る所に存在した社会問題の典型でもあった。すでにオルレアン君主制の下で八六万から百二〇万人にまでふくれあがった人口の首都への集中は、それを吸収するだけの実質的な産業発展を伴わないこともあいまって、失業者と不満分子を滞留させたが、一八四五年にはじまる農業危機は、食糧価格の高騰によってパリ民衆の困窮を深刻なものとした。パリの富裕地区のけばけばしいほどの豊かさ多数のスキヤンダルによる七月王政の道徳的権威の動揺は、東部地区やラテン・クォーターの民衆、学生の不満を増大させた。⁽⁵⁾ トクヴィルは、革命の一般的原因の分析において次のように述べている――

「過去三〇年の間に、パリをフランスの中心的な製造業の都市に変え、城塞建設――それは現在失業中の賃労働者の大群をもたらした――を別としても職工という全く新しい人々を引き寄せた産業革命、政府によって拍車をあてられてますますこの群衆を促えて離さなくなった物質的快楽への情念と静かに浸透していった嫉妬という民主主義の病い、人間の不幸は神のしわざではなく法律のためであり、貧困は社会体制を変えることによ

て除去されるであろうという信念を鼓舞して注目を集めはじめていた経済理論および政治理論、支配階級とくにその指導者に対する軽蔑——つまり權威の崩壊によって最も失うものが多かった人々の抵抗さえも無力にしてしまったほどの深い全般的な軽蔑、革命運動の完成に必要な不可欠であったパリと統治機構全体の統制を順調に運ばせた中央集権化、そして最後に、多数の小さな二義的な動乱を別としても、過去六〇年たらずの間に七回の大きな革命を経験してきた動揺状態における社会の制度、觀念、習俗、人間というあらゆる事物の流動性。これらが、それなしでは二月革命は不可能であったであろうと思われる一般的原因であった。⁽⁶⁾

このように二月の事件は、一般的ないし構造的な背景としていたが、直接の触媒は、ギゾー政府がパリで開かれる予定であった（そして皮肉にも最後となった）改革宴会を禁止したことによって与えられた。改革宴会は、既にみたようにあらゆる政治結社と集会が禁じられていたために、いわば抜け道として、「トーストがスピーチにとって代る」形で選挙改革を進める院外運動であった。⁽⁷⁾一八四七年の夏、ギゾー体制反対派は、一八四六年総選挙における政府多数派の大勝と四七年春のあいづく選挙制度・議会改革法案の敗北という事態をうけて、議会外の改革運動の組織化の計画に着手した。⁽⁸⁾「セーヌ県選挙人中央委員会」（四六年選挙でセーヌ県の野党候補者支持のためにつくられた委員会）に結集した穩健派の政府反対派（オディロン・バロー指導の「王朝左派」、チエール指導の「中央左派」と若干の共和派は、世論を組織化して政府に改革への圧力を加えるために、当初請願の回覧という方法を採用したが、六月八日、指導的な自由主義的、ブルジョワ共和主義的新聞（『ナショナル（National）』、『シエクル（Siecle）』、『コンスティテューションネル（Constitutionnel）』の編集者を加えた組織の会合で、政治的宴会の計画が承認された。七月九日、パリのシャトゥ・ルージュの第一回のバンケから十一月七日のリールまで、フランス各地で二十三回のバンケが開かれたが、全体として穩健共和派と王朝左派が支

配し外面的調和の様相を呈していた。十一月までに改革宴会は、ブルジョワジーの間はかなり改革への関心をかきたてたが、改革運動に何らかの関心を払わなかった政府にはほとんど影響を及ぼさなかった。多くの社会問題を抱えた大工業中心地リールのパンケ委員会は、市議会と国民軍のミドル・クラス穏健派が主導し、多くの地方企業家を含んでいたが、活動的な急進共和主義者（事務局長アシイル・テストラン、のちにパリ・コミューンで名をはせたシャルル・テレスクルーズら）は、共和派議員ルドリュ・ロランを招待することを決議、そのためかれの政治的敵対者バローらは出席を拒否した。ルドリュ・ロランの急進的スピーチは、「労働者のために」の乾杯と共和主義的立場の宣明とを含んでいた。これ以降運動の最も昂揚した十一月末まで、中央委員会（穏健派）とルドリュ・ロラン・グループは主導権をめぐって激しく闘った。

このかんに、「恒常的な討論と組織化のアリーナ」を提供し、いわば「二〇世紀の政党の事務所と委員会の役割」^⑨を果たしたのが、路線を異にする二つの主要新聞『レフォルム（La Reforme）』と『ナシヨナル（Le Notional）』であった。当初からの活動的なパンケッターであった共和派議員マリが次のように述べたとき、かれは同時に「共和派の創出」の主要な装置の役割をもまたあきらかにしたといっている——「十一月に宴会は、突然それまでにはなかったような敵対的な、激情的な性格をおびた。リールがそのシグナルを与え、ディジョンの宴会がまもなくそれに続いた。実際新しい要素が出現した。この要素は、新聞『レフォルム』がその理論を要約している急進派であった。その頂点にルドリュ・ロラン氏がいた。^⑩」

十二月にリモジュで、中央委員会（王朝左派）とも「山嶽党の宴会（banquets montagnards）」とも関係のない革命的なパンケが計画された。それは、ユートピア主義者テオドル・バクとサン・シモン主義者ピエール・ルローによって計画され、一月二日リモジュの労働者をかり立て政府と対決するデモンストレーションとな

るはずであった。十二月十九日リモジュの検事総長はこの情報を司法省に報告し、さらに十二月二十八日まで内務省に転送された。無関心を装ってきた政府は、革命的な活動に道を開くことになるバンケ運動を禁止する決意を固めた。十二月二十八日新会期のために召集された下院での国王演説において、「盲目的で敵対的な感情 (*Passions ennemies et aveugles*) を助長しつゝある煽動」という改革宴会批判の激しいコトバが用いられたのは、そのためであった。⁽¹¹⁾

他方パリでは十二月に改革精神に満ちた三人の国民軍のMEMBERを中心に、一月中にパリ第十二区で改革宴会を開く計画が決定された。労働者グループはパスカル通りに三—四〇〇人収容のホールをみつつけ、単独でパリ警視總監に開催許可を求めた。中央委員会はこの独断的行動を否認し、バンケ開催を、当局の許可を条件として一月一九日に先送りした。しかし警察は許可しなかった。中央委員会と穏健派議員は、どの方向に進むべきか途方にくれた。バンケの再組織化をめぐつて、中央委員会とパリ第十二区委員会の会議がもたれ、全ての野党議員と労働者・学生代表、それにルーアン、オルレアン、アミアン、リールの各都市の代表の出席のもとに二月二十二日に開催することが決定された。二月二十一日『ナシヨナル』と『レフォルム』の新聞でこの決定が告知され、バンケに先立つ平和的なデモの呼びかけがなされたとき、ギゾー政府は再び禁止を通告した。組織委員会は、八〇対一七の票決で開催を断念した。しかし既におそかった。数日間改革宴会に向けて準備しつつあった労働者、学生たちは、譲歩することを拒否した。「宴会を即座に反乱にかえるというプログラムが、なお運動を指導している」と想像した議会の助けもなく、またかれらの意志に反して作成され、承認され、公表された。それは、ジャーナリストと急進派の会合で一夜のうちに書かれた。王朝反対派の指導者は、翌朝眼がさめてはじめてそれを知った。⁽¹²⁾「自然発生的に、否、「運動のみずから名のり出た指導者と秘密結社の少数の生き残りの指導者の呼びかけ」⁽¹³⁾

にこたえて、かれらは、雨の降る朝パリ東部地区とラテン・クォーターからコンコルド広場へ結集した。この公然たる非合法のデモと運動の民衆性によって、二月二十二日は革命の初日となった。二月二十三日、まだ民衆は街頭にいた。秩序回復のため政府が出動を訴えた国民軍は、「共產主義に対する私的所有の防衛」ではなく、「同胞市民に対してギゾーを守る」ことになるこの要請を拒絶し、民衆と連帯して「ギゾー打倒」「改革万歳」を叫びつつ、体制の危機を促進した。国王ルイ・フィリップは、ギゾーを罷免しモレ伯に組閣を命じた。「議員たちは、革命を忘れて内閣の交代のことを考えていた。」これまで「保守派は、給料と地位を守るために内閣を擁護し、政府反対派はそれらを得るために内閣を攻撃した。」この「官職と公費による生活への願望は、一党派に限られるもの」ではなかった。⁽¹⁴⁾改革運動の勝利に喜びを爆発させた民衆のデモ隊がキャプシヌ街へ進んだとき、自分たちがあやういと信じた官邸警備の正規軍二個中隊との衝突がおこった。発砲と多数の死者、民衆のバリケードと武器による蜂起。こうして改革の勝利は、急激に革命に転化した。二十四日、勝利した民衆はティエリー宮殿を攻撃、ルイ・フィリップは退位した。

ルイ・フィリップが孫のパリ伯（九歳）に王位を譲って退位し、オルレアン公爵夫人が摂政となり、息子の手をとって摂政制を伴う新治世の承認を求めてティエリー宮殿から議會のあるブルボン宮へと行進したとき、すでに下院議場は、蜂起した民衆によって制圧されていた。パローら王朝左派は、公爵夫人の自由主義的原理に期待し、選挙法改正等の改革と引き換えに王位継承を承認する決議を通過させようとしたが、乱入した民衆によって葬り去られた。もはや君主制は不可能であり、民衆の圧力の波によって共和制は「既成事実」として押しつけられていた。蜂起したパリ民衆が、「唯一の実力」としてフランスの主権を掌握した。二月二十四日、ブルジョワ共和派のガルニエ・パジェスが王朝左派のオディロン・バローに語ったといわれる次の言葉は、このことを象徴

している——「あなたおわかりでしょう。なぜって、事件の方がわれわれをせかせるのです。今日はあなた。明日は私の友人と私。明後日はルドリュ・ロランです。」⁽¹⁵⁾二四日夕方、共和制が宣言され、臨時政府の最終リストが書きあげられた。

ミルは、革命の決定的瞬間について次のように理解した——「たしかに革命は、事前に計画されたものではなく自然発生的であった。共和派のリーダーは、社会主義派のリーダーが昨年六月の暴動と関係がなかったのと同様に、革命の実現には関係がなかった。しかし共和主義者が危機のあと直ちに運動の指示者となったのは、フランス国民のさまざまなセクトのうちかれらだけが政治綱領を既にもっている、即席に作る必要がなかったからであった。」⁽¹⁶⁾そして長期的にみた場合、共和主義はフランスの政治文化に内在するものであることを、イギリス人の国民的性格ならびにイギリスの社会と政治の歴史と対比して、強調している。ここには、当時としては興味深い比較政治文化論が含まれており、あたかもバジョット『イギリス憲法論』を思わせるような筆致で、イギリス人とイギリス政治の特性を指摘している。イギリスでは、いかなる理論もその原理も完全に実行されることはなく、原理と実践の不一致は、自然であるばかりでなく望ましい状態とみなされている。イギリス人は、理論ではなく「制度の慣行(habits)」を尊重し、理論がかれらの慣行と異なっていることを好んでいる。これは、「警句でも逆説でもなく、イギリス人に共通にみられる感情の調子の冷静な記述」であり、かれらは「言っていることと意味していることが別であること」をすすんで承認しているのである。「立憲王制は、まさにこのような種類の制度である。」この制度は、「もともとは、民主的自由の支持者と絶対君主制の支持者との間の妥協の産物であったが、国民の精神、感情として確立されてきたもの」である。「その本質」は、国王あるいは女王は、直接統治せずまたしてはならないが、あたかも統治しているかのように国民の前に姿をあらわし、国民に語りか

けまた語りかけられることである。この立憲君主制の慣行（「国王は君臨すれども統治せず (le roi règne et ne gouverne pas)」を理論化したのはイギリス人ではなく、フランス人であった。フランス人にとっては、このような理論と実践の乖離は耐え難いもののように思われ、「明白な偽善という非難を投げつける原因」であった。フランス人の理性と感情は、国民の意志、主張が「国民自身の代表によって直接に表明される」ことを要求したのである。それ故、「立憲君主制は、フランスにおいては大陸ヨーロッパの他の全ての国におけるのと同様に、専制政治から共和制へ至る途での短かい休憩期間にすぎなかった」⁽¹⁷⁾のである。

臨時政府は、十一人からなる元首であり主権的権力を与えられた団体であると同時に、政府でもあった。だが二月二四日におけるブルジョワ共和派（『ナショナル』派）と小ブルジョワ急進共和派（『レフォルム』派）、そして社会主義共和派の妥協的解決の結果、臨時政府のメンバーの間での権限の配分は不平等となり、三つのカテゴリーの指導者グループを生んだ。すなわち（一）、閣僚でもある臨時政府メンバー（ラマルティエヌ外務大臣、クレミュー司法大臣、ルドリュ・ロラン内務大臣、フランソワ・アラゴ海軍大臣、マリ公共事業大臣、ガルニエ・パジエス大蔵大臣、マラストパリ市長）、（二）、閣僚ではない政府メンバー（デュポン高齡のため、フロコン、ルイ・ブラン、アルベールいずれもその政治的確信のため）、（三）、臨時政府のメンバーでない閣僚（ベトモン商務大臣、カルノー公教育大臣、ベドゥ陸軍大臣等）である。この緊張を孕んだ臨時政府のスペクタクルの最も進歩的な極をなしたのは、市庁舎を囲んだ民衆の要求によって付け加えられた二人の社会主義者ルイ・ブランとアルベールであった。かれらは、大臣の職にはついていなかったが別の種類の権力を掌握していた。すなわち「政府中枢における民衆の代弁者、民衆の大使」としての権力である。共和制支持を宣言するため、あるいはさまざまな要求と不満を伝達するためにひっきりなしに訪れる代表団は、「二月の日々」に

おいてますます組織的となり、デモの様相を呈するほどとなって、かれらの訪問は「一種の政治的事件」でさえあった。⁽¹⁸⁾ 他の極には、ブルジョワ共和派Ⅱ『ナショナル』派のマリ、クレミュー、アラゴ、ガルニエ・パジェス、マラーがいた。かれらは、自由主義的共和派として社会主義に断固として反対し、秩序(ordre)と財産(propriété)に関する限りいかなる譲歩もしないという決意をもっていた。これら左右の両極にはさまれて、ラマルティエヌとルドリュ・ロランは、中間派(entée)を形成した。かれらは、調停への共通の欲求をもって、共和派の外見の一致の背後で著しくなった階級的衝突を防ごうと望んだ。ラマルティエヌは、臨時政府を「異なった諸階級間に存在するこの怖しい誤解をなくす政府(un gouvernement qui suspende ce malentendu terrible qui existe entre les différentes classes)」とよんだ。マルクス以来、この中間派は、「空想上の階級関係の廃止」を願望し、こうした「矛盾する階級利害のセンチメンタルな和解、階級闘争からの夢想的な超越すなわち友愛」を、「二月革命の本来の合言葉」としようと望んだ小ブルジョワ共和派として規定されてきた。⁽¹⁹⁾ だがかれらは、純粹に個人的な威信のほかに、外務大臣と内務大臣という主要閣僚として政府内の影響力のある指導者となった。

ミルは、臨時政府のおかれた困難な立場を認識し、その措置のほとんど全てを弁護した。とくに二月二四日の危機のときに、民衆の興奮を静める雄弁をふるい、「おびえたパリのブルジョワジーによってほとんど神とあがめられた」ラマルティエヌの対外政府の基本姿勢と、ただひとり「二月二四日以前に共和制の時が到来したと考えた」⁽²⁰⁾ ルドリユ・ロランの地方自治政策とを詳細に紹介しつつ、それらの正当性を論証しようとした。その意味では、ミルは、「諸階級間の怖しい誤解をなくす政府」、「階級闘争の空想上の廃止」を求める政府を擁護する立場に立っているといっているであろう。またミル、そして「ミル主義者」(マルクス)に特有の改良主義と「折衷主義(eclecticism)」を示したともいえるであろう。しかし歴史に対する恫喝と歴史のあと知恵に対する限りな

い嫌悪感をもっていたかれは、臨時政府とくにその中間派の立場と政策を支持することを通じて、共和制をあくまで擁護しようとした。ミルは、かれらに課せられた困難な任務について次のように指摘している――

「突然権力の地位にまつりあげられたいかなる人々であれ、かれら以上に複雑な任務に直面した人はいなかった。かれら臨時政府のメンバーの場合、統治すること自体が、他の政府の場合によく統治すること以上に困難な仕事であった。かれらは頼るべき軍隊も警察もなく、なんらかの組織的な支持者団体もない、名目的な独裁者であった。服従を強制する手段のない絶対的な支配者であった。かれらは、実際に革命につづく二ヶ月の間、自発的に与えられただけの服従によってパリを支配したのである⁽²¹⁾。」

加えてかれらは、共和制をとつての「二つの大きな障害」に直面しこれと闘わなければならなかった。第一は、「教育の不足」と「公的問題を論議しそれに参加するという慣習の欠如」とによる「多数者の政治的無関心」であり、第二は、「一七九三年と一七九四年の記憶によって呼びおこされる恐怖」であった。臨時政府は、このことを知っていた。「かれらは幻想をもっていなかったし、直面する困難に対して盲目ではなかった。」かれらは、現にある公共精神だけでなく、「将来そうなりうるであろう民衆の感情に依拠していた。」⁽²²⁾それ故、臨時政府の第一の「偉大な任務」は、「民衆の精神を共和主義化すること」であり、第二は、「来るべき選挙が真摯な共和派の議会を選出するよう、強制や欺瞞以外のあらゆる手段によって努力すること」であった。たしかに臨時政府の宣言した民主主義の原理からすれば、かれらの全ての決定は、「自由かつ公正に選挙された代表議会の最終的な裁可」に委ねられねばならないであろう。だが――と、ミルは提起する――それまでは事態を静観し現状維持に努めるべきであったのか、それとも「その国の最も高貴で開明的な精神のもち主たちは、もっぱら多数者の気まぐれと偏見に侍んでは千年たってもほとんど到来しえないような機会を利用すべきであったのか。」もし前者であ

るならば、「かれらは、切り開かれつつある国民の未来を不決断によって台なしにした全くの憶病者という歴史の汚名を着せられるに値したであろう。」こうしてミルは、ほとんどサン・シモン主義を思わせる筆致で、「全人民の主権は諸個人の受動性——つまり、よりすぐれた賢明な少数者の側の全ての欲求、指導、イニシヤティブの否認を意味しない」ことを強調し、臨時政府の共和主義的ヘゲモニーを擁護したのである。したがってかれらは、「できるだけ慎重に、将来の議会がたとえ可決するのをためらうとしても、あえて廃止はしないような価値ある措置をできるだけ多く暫定的に採用しなければならなかった」のである。⁽²⁴⁾

こうして臨時政府は、「原理にかかわる多くの重要決定」を打ち出した。これらの決定によって、共和制フランスは、「民主的になる」——成年男子普通選挙権と一八三五年の抑圧体系の廃止——とともに、「人間的となる」ことが期待された——すなわち、植民地奴隷制の廃止、政治犯の死刑の廃止（一七九三年の革命裁判所の否定）である。⁽²⁵⁾ミルは、植民地奴隷制の即時廃止を性急な措置であり、臨時政府の権限を超えていると批判したブルーム卿を直接の相手として、だが普遍的原理感覚をもって、この決定を擁護した。その文章は、冷静であるが故に断固としたかれの決意を伝えている——

「生れたばかりの共和国に重くのしかかっていた財政困難は、奴隷解放に先立ってその補償がおこなわれなければならなかったとすれば、解放の延期をおこなう十分な理由であつたらう。政府は、求められていたことを即座におこなったのであり、ひとたびおこなわれれば変更できないということを知りながら、否、知っていたが故に、奴隷の足枷を取りはずしたのであった。そうすることによって政府は、はじめから、たとえ何がおころうとも数十万の人間が永遠に革命を祝福する理由をもつことを確信していただけでなく、そのような状況においていつまでも明白な道徳的権利を与えないでおくことによって発生するであろう内乱と大量殺戮の機会を

防いだのであった。政府は、奴隷所有者への賠償を将来の議會に委ねたが、政府の権限に属する限りにおいてフランス国民に正義の行為を約束したのであった。⁽²⁶⁾

またミルは、フランス政府の外交機関に発令した通達、すなわち新共和国政府の外交政策の基本的立場を述べたラマルティヌの「宣言 (Manifeste aux Puissances)」(三月四日)を、「精神においても文言においても平和的であり続けようとする共和国の意図」を示すものとして長文にわたって引用し、合法的支配者によって鎮圧された他国の反乱分子に軍事援助を与えて介入しようとしているというブルーム卿の非難を、詳細に論駁した。⁽²⁷⁾ラマルティヌの「宣言」の骨子は、(一)、一八一五年の諸条約の拘束力を否認し、(二)、外国のくびきから自らを解放しようとしている国民に軍事援助を与える権利を主張したこと、であった。ラマルティヌは、ポーランド代表团(三月一九日)、ついでアイルランド代表团(四月三日)と会見し、「みずからの宣言の注釈者」として、抑圧と特権に苦しむ両国民衆に深い共感を禁じえないとしつつも、右の骨子を説明して理解を求めた。「平和的で安心を与える記録」としてのこの通達は、国内状況のなお不安定なフランスがとりうる政策についての現実主義的判断に基づくものであると同時に、「ギロチンを否認したように征服戦争も否認する」という意志の対外的表明でもあった。⁽²⁸⁾

他方ミルは、前述した臨時政府の第一の任務(「国民を共和主義化するという目的」)に関連して、ルドリュ・ロランの通達と「地方を共和主義の大義に結集する」ための政策を擁護している。一八四八年の三月と四月の間、政府は、旧来の君主制の知事に代えて共和派の委員を派遣した。その人選は主に内務大臣のルドリュ・ロランの責任であったが、かれは、能力と経験のある者よりも確信をもった共和主義者のみを派遣しようとした。かれら委員は、新しい副知事を任命し、従来の地方議會に代えて暫定的な地方委員会を任命した。「真正共和派」

「前日の共和派 (républicains de la veille)」と「事後の共和派 (républicains du lendemain)」とを区別する政治語彙が生れたのも、この時期であった。とくに多くのカトリック聖職者は、「自由の木」の植祭の儀式に出席して「翌日の共和派」となった。ルドリュ・ロランは、四月八日の有名な通達において、きたるべき選挙(四月二八日)にそなえて世論を啓発し、「前日の共和派」の当選をうながすよう要請した。臨時政府の怖れたのは、都市においては社会主義であり、農村部においては王党派の反動であった。パリの労働者の指導者にとっては、ルドリュ・ロランは秩序の擁護者であり、地方のブルジョワジーにとっては、「デマゴギックな独裁者」に映じた。⁽²⁹⁾ この「共和主義の結集」政策についてミルは、次のように説明している——「パリで何が起ったのかを説明し、新しい政府を代表して旧体制下で任命された知事を入れ替えるために、フランスの全ての地方に委員を派遣することは、当然にして不可欠の手續きである」、なぜなら「臨時政府の権威が当面無制限であったこと、すなわち立憲的抑制によって制約されていないことは、この場合必然で」あったのであり、「革命の時には、掌握された権力ではなくその利用こそが正邪である」からだ、と。委員の人選がawatadしくおこなわれ、ために「共和制の原理が最も本質的な必要条件であるとする熱意の故に、その他の点では適格な多くの人を排除した」という弱点を指摘しつつ、しかしこれらの委員たちは、「権力の過剰な行使という誘惑」に曝されることが少なかったし、誤ちが犯された場合それが発覚すれば直ちに是正されたという事実を挙げて、かれらを、「ギロチンを携えていたかのような恐ろしい色彩」で「恐るべき専制者」の如く描くことに反対した。⁽³⁰⁾

注

(1) Alexis de Tocqueville, *op. cit.*, p. 62.

(2) 以下の恐慌の分析は、中木康夫『フランス政治史 上』(未来社、一九七五年)九一—五頁による。また cf. R. Price,

The French Second Republic, A Social History (Batsford, 1972), pp. 82-4.

- (3) この点で、一八三九—四〇年にフランスの暴動、ルイ・ブランの『労働の組織』、カベットの『イカリヤ旅行記』、ワイ
トリング(義人同盟)の『人類・現状と未来』、プルドン『財産とは何か』の公刊が集中しているのは興味深い。
- (4) A. Cobban, *op. cit.*, p. 134.
- (5) Albert S. Lindemann, *op. cit.*, p. 79 ; A. Cobban, *op. cit.*, p. 135.
- (6) Alexis de Tocqueville, *op. cit.*, p. 63.
- (7) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 23.
- (8) John J. Baughman, *The French Banquet Campaign of 1847-48, The Journal of Modern History*, Vol. XXXI,
No. 1 (March 1959) pp. 1-15.
- (9) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 17.
- (10) Aimé Cherest, *La Vie et les oeuvres de A.-T. Marie* (Paris, 1923), pp. 81-83, cited in J. J. Baughman, *op.
cit.*, p. 9.
- (11) *Ibid.*, p. 12.
- (12) Alexis de Tocqueville, *op. cit.*, p. 27.
- (13) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 24.
- (14) Alexis de Tocqueville, *op. cit.*, p. 33.
- (15) ヤスーン・ベルタン(井上幸治訳)『二月革命』(白水社、一九五四年)六一頁。
- (16) J. S. Mill, *op. cit.*, p. 353.
- (17) *Ibid.*, p. 354-6. 革命以前シムは、必ず共和制の機が熟しているとは考えていなかった。それ故、革命の事実が、フ
レンスとシムとの自由な統治形態のうち最も自然なのは共和制であることを証明したことになる。cf. J. S. Mill,
Armand Carrel, in *Dissertations and Discussions* I, p. 259.
- (18) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 32.
- (19) Albert S. Lindemann, *op. cit.*, p. 81.

- (20) K・マルクス『フランスにおける階級闘争 一八四八年から一八五〇年まで』、マルクス・エンゲルス全集第七巻(大月書店、一九六一年)、一九頁。
 - (21) J. S. Mill, *op. cit.*, pp. 357, 389.
 - (22) *Ibid.*, p. 358.
 - (23) *Ibid.*, p. 357.
 - (24) 若き日にミルは、イギリスにおける「サン・シモン主義の使徒」デイヒタールを通じて、また一八三〇年フランス七月革命の時のサン・シモン主義者(アンファンタン、バザールら)との交友を通じて、新しい政治思想を学んだ。それは、「精神の危機」に続く数年間、むさぼるように異質思想を吸収していた時期であった。ミルは『自伝』において次のように述べている。「他の誰れにもまして政治思想の新様式を私に教えてくれたのは、フランスのサン・シモン派の政治思想であった。私は、一八二九—三〇年に、これらの著作のいくつかに親しんだ。(中略)人間の進歩の自然的な順序に関する見解とか、とくにすべての歴史は組織的時代と批判的時代とに分かれるという見解に強い感銘を受けた。」*Autobiography and Literary Essays, Collected Works of J. S. Mill*, Vol. I, ed. by J. M. Robson and J. Stirling (University of Toronto Press, 1981), p. 山下重一訳『ミル自伝初期草稿』(お茶の水書房、一九八二年)一九二頁。
- 進歩史観(コンドルセ)と循環史観(ヴィヨ)との独特の結合からなるサン・シモン主義の歴史哲学を学んだことの直接の影響は、長文の連載論文『時代の精神』(The Spirit of the Age, in: *Examiner*, 9 January 1831; 23 January; 6 February; 13 March; 3 April; 15 May; 29 May)に反映されているが、我々の文脈においてより重要なのは、サンシモン主義の知的アリストクラシーに通底する人民主権(命令的委任)の批判である。これは、当時の急進派とミルとの理論的衝突をもたらした一八三二年の『誓約論』二篇(On Pledge, *Examiner*, 4 July 1832, 15 July 1832)において定式化された。「人民代表の真の思想は、人民がみずから統治するのではなく、人民がこれらの統治者を選択することである。(中略)我々は、立法が専門職業となるまでは賢明な立法者をけつしてもつことはないであろう。英知の価値が正當に感じられるとき、人は自分の医者を選ぶように立法者を選ぶであろう。いかなる人も自分の医者に教示しようとは思わない。誰れも自分の医者に誓約を求めないのであって、医者はかれに対し特定の治療を処方するであろう。」(*Ibid.*, 4 July 1832, p. 417) この考えの基底には、「悪の原因は、金権制的に構成された社会(plutocratically constituted so-

ciety)にあり、そこでは人民は「低能の人々 (feeble)」を選ばざるをえない、という状況認識があった。(Mill to Nichol, 10 July 1833, C. W. XII, E. L., p. 166.) この思想は、一八五〇年代におけるイギリス公務員制度改革へのかれの視点を貫ぬき、また『代議政治の考察』における「立法委員会」の創設という議会制度改革と「ヘア式比例代表制」という選挙制度改革論を貫ぬいている。

- (25) J. S. Mill, *Vindication of the French Revolution of February, 1848*, *op. cit.*, pp. 361-2.
- (26) Maurice Agulhon *op. cit.*, pp. 27-8.
- (27) J. S. Mill, *op. cit.*, p. 369-370.
- (28) *Ibid.*, pp. 370-383.
- (29) Maurice Agulhon, *op. cit.*, pp. 34-5.
- (30) *Ibid.*, pp. 43-45. ジャン・ロムによれば、この通達によって、「普通選挙制を創設したこの政府は、この制度をごまかす術を後継者に教えた最初の政府」となった、という。ジャン・ロム、前掲書『権力の座について大ブルジョアジー』二八四頁。
- (31) J. S. Mill, *op. cit.*, pp. 363-4.

四 社会主義と民主主義

以上のような「民主化」と「人間化」の諸政策にもかかわらず、臨時政府は、深刻な経済危機とパリ民衆の圧力のもとでの経済政策（「社会主義の実験」）とをめぐって、内部矛盾と対立を露呈した。革命は商工業の危機から発生したが、この危機は二月の諸事件によってさらに悪化していた。この困難は、いわば「一般的あるいは構造的なものの発作」⁽¹⁾であったが、新しい共和制は働く人々にとって決定的なことをおこなうのか、おこなわないのかが問われていた。この問いあるいは要求をめぐって、臨時政府内では、ブルジョワ共和派と社会主義派の対

立が深刻化した。焦点は、ルイ・ブランとその思想であった。

王党派の祖父（一七九九年に処刑）とスペインのジョセフ・ボナパルト政府の官吏の父という家系に生れたルイ・ブランが、急進的な政治的心情を抱くようになったのは、アラスの大製鉄資本家の家庭教師をしていた時であった。当地の急進的な法律家、新聞編集者の紹介状をもって首都に出たルイは、一八三四年急進的週刊誌『ボン・サンズ』の副編集長の職をえた。一八三六年編集長に就任したかれは、親労働者ではあったが破壊的な秘密結社、労働組合、ストライキに反対する路線をとり、一八三〇年代のバリとリヨンの共和主義者並びに労働者階級の反乱に批判的であった。当時の『ボン・サンズ』の読者へのメッセージの基調は忍耐であり、革命は、権力の突然の掌握ではなく開明的なエリートのプロパガンダにより準備された平和的な社会の転換でなければならぬ、そのような革命によって抑圧されたものの復讐ではなく、全ての階級の友愛の門が開かれるであろう、ということであった。発行部数一六五〇部という数字（“La Reforme”は二、三〇〇〇部、“L'Atelier”は一五〇〇部）は、革命的・共和主義的運動左派の小さな社会主義的知識人グループとバリの職人・労働者大衆との大きなみぞを意味していたが、かれは、社会主義的目的と大衆民主主義的手段とを結合させることによってこのみぞを橋渡ししようとした。一八三九年ジャック・デュボンと新しい反政府新聞『進歩評論（Revue du Progrès）』を創刊し、かれの基本思想を展開。かれは、樂觀的なルソー主義者として、人間は本来は善良であり環境を改善すれば悪弊は除去されると信じ、この環境改善の鍵として民主主義、すなわち男子普通選挙権・分権的な行政・多数決と一院制の議会・最高裁判所による基本的自由の留保、を重視した。その目的は、「強者と弱者の間の均衡」を確立することであった。だがこれは、かれのジャコバン社会主義の半分であった。他の半分は社会主義は、労働者の自治によって設立運営される「社会作業場（ateliers sociaux）」の国家による創出という思想であ

った。一八四〇年、この『進歩評論』の社会問題に関する論説に手を加えて、『労働の組織』⁽²⁾として刊行した。かれは、競争経済体制のもたらす弊害に対する全般的な批判を展開した。一方では賃金労働者の競争は賃金の引き下げと貧困をもたらし、他方では製造業者、商人の間の競争は価格の切り下げを強いては破産をもたらし、その結果失業と労働者の苦痛が増大する——この有害な連鎖は絶ち切れねばならぬ、流血の暴力ではなく漸進的な社会の改革によって。これは、産業革命の影響と深刻な人口圧力（地方からの根なし草の農民と手工労働者の大量流入）とに苦しんでいたパリの労働者にとって、単純にして強力な思想であった。この本は、一八四七年までに五版を数えた。一八四八年のスローガン——「労働の権利」、「貧民の銀行」としての国家、「労働の組織化」は、パリの場末（faubourgs）の文字の読める労働者たちにもルイ・ブランの思想がかなり浸透していたことを示している。⁽³⁾

ルイ・ブランは、ジャコバンの——共和制的国家がテロリズムを伴う独裁制なしでフランスに社会主義をもたらすであろうと信じていた。つまり、民主的に選挙された共和制は、働く権利を保障し、社会作業場を援助し、安価な信用を利用可能にすることによって、「独裁制を必要としない社会主義」を創出するであろうと考えた。かれの構想した社会作業場では、利潤の三分の一が研究・開発にふりむけられる結果、生産性が急速に上昇するであろう、そして生産者協同組合型経済の方が破壊的な競争制度より生産的となり、資本家・金融家・利子生活者を非暴力でもって「友愛的に吸収」⁽⁴⁾できるであろう、そして遂には能力に応じて生産し必要に応じて消費する日がくるであろうと期待された。⁽⁵⁾当初かれは、経済的刺激のための妥協として賃金差別の必要を受け入れていたが、『労働の組織』一八四八年版では「各人の生産はその能力に応じて、各人の消費はその必要に応じて」という平等の究極の理想を賞揚した。⁽⁶⁾こうして一八四八年革命の開始期におけるルイ・ブランの政治哲学は、次のよ

うに要約することができる——すなわち、貧困、道德的無秩序、階級間の憎悪という現代社会の明白な病いは、労働者の自発的な協同組織の形成を基礎として、完全に平等な友愛的社会主義共和国を漸進的に建設することによって除去されるであろう、その際第一の本質的なステップこそ普通選挙権にもとづく民主主義の獲得である、と。即座の政治改革も究極的な社会の変革も、暴力革命あるいはセクト的グループによる権力行使の結果としてではなく、諸階級の普遍的合意と調停の産物とみなされた。ルイ・ブランが、パリの急進的な職工を中心とする政治勢力によって何度もつきあげられながら、政治権力の全面的な掌握とその行使というかれの望む革命を極点まで押し進めることができなかったのは、このような思想に忠実であり続けたからであつたといつてよい。

他方実践の領域では、二月二五日、労働者代表が臨時政府の協議室に侵入し、そのリーダー・マルシェは、旧式歩兵銃でテーブルを激しくたたきながら一時間以内に労働の組織化の布告を出すよう要求した。ガルニエ・パジエスにしたがつてルイ・ブラン、フロコン、ルドリュ・ロランは労働者の協同組合の国家による組織化のプログラム草案を書きあげたが、臨時政府の他のメンバーの強固な反対をうけて妥協的な定式に終つた。二月二五日の臨時政府の宣言は、たしかに「全市民に労働の保障を約束」し、「労働者は、かれらの労働の正当な利益を享受するためには、相互に結合しなければならないこと」を「承認」したが、紙の上での約束でしかなかった。⁽⁵⁾臨時政府の社会主義反対派は、「人民銀行」と「社会作業場」の代りに、「国立作業場 (ateliers nationaux)」という名の「労働の組織化のパロディ」を押しつけた。⁽⁶⁾「私的所有への脅威」を本能的に感じとつたブルジョワ共和派は、公共事業大臣マリを責任者としエミール・トマを協力者として社会主義的ではない公共事業の組織化をおこなうことによって、経済危機によって生み出された数万の失業者による政治危機を緩和するべく「街頭をうろつき回り、クラブに足繁く通い、デモを膨れあがらせる労働者」を縛りつけておこうとした。⁽⁸⁾国立作業場は、エミール

ル・トマとかれのポリテクニクの学生による半軍事的な規律の下で、院外救済のために集められた貧しい人々の集合体以上のものではなかった。だがそれは、多くの人々によって社会主義のモデルの実践と同一視され、その失敗はルイ・ブランに帰せられた。

二月二八日パリ市庁舎前広場で大規模なデモがおこなわれ、二〇〇〇人の労働者によって、労働時間の短縮・賃金の増額・下請制の廃止・労働組織化促進省の設置の請願がなされた。ブルジョワ共和派とラマルティエヌは、この労働者の要求を拒否したため、ルイ・ブランは臨時政府からの辞任を主張した。かれの辞任によって臨時政府は人民の敵であるという印象を与えることを憂慮したガルニエ・バジエスが、ルイ・ブランを議長とし産業の組織化のプランを検討する労働者委員会の設置を提案したが、ルイ・ブランはこれを拒否した。結局アラゴの説得によって、ルイ・ブランを議長とする「労働者のための政府委員会」が設置され、三月一日、二〇〇名のさまざまな労働者団体（⁹コルボラシオン）から選出された代表の参加のもとに、この通称「リュクサンブル委員会」は活動を開始した。⁹それは、社会主義派の道德的な勝利ではあったが、「予算も権限もない」空虚な約束でしかなかった。マルクスの痛烈なレトリックによれば、「リュクサンブル委員会が賢者の石を捜し求めている間に、市庁舎では世間に通用する鑄貨がつくられつつあった。¹⁰」たしかに五月一日に解体するまでこの委員会には、「結果的には、選挙によってブルジョワ権力が再生するまでのあいだ、パリの労働者の臨時政府に対する信頼をつなぎとめ、労働者の要求をこの委員会に集中させることによって臨時政府に活動の自由を与えるものとして機能したにすぎなかった。」¹¹三ヶ月足らずの間委員会のおこなった仕事は、労働下請制の廃止と労働時間の短縮（パリでは一日最高一〇時間、地方では十一時間）、労働の組織化の具体的プランの作成（四月二六日の「一般報告」¹²）、労資間の紛争の調停、生産協同組合の形成（「仕立工友愛組合」の設立）であり、他に国民議会の選

挙対策であった。

ブルジョワ共和派とくに公共事業相マリの目的は、ルイ・ブランの社会主義思想の信用を失墜させることであつた。この点では、国立作業場という院外の「慈善救貧院」の社会政策のための莫大な費用を誰れが支払うのかが、重大な問題となつた。三月末二万一千人、四月末九万四千人の労働者の登録を数え、国家財政はますます悪化した。臨時政府は、「技術的には容易であるが政治的には危険な解決策」を選択した。⁽¹³⁾ すなわち直接税一フランあたり四五パーセントの引き上げ、いわゆる「四五サンチーム」付加税である。それはフランス人民の大多数をなす農民階級の肩にかけられた。マルクスの卓抜なレトリックが問題の核心をあきらかにしているように、「かれらが、二月革命の費用を支払わねばならなかつた」のであり、「フランスの農民にとっての共和制、これはこの瞬間以後四五サンチーム税のことであつた。かれらは、パリのプロレタリアートを、自分たちの負担でのんきに暮している浪費者とみた。」「四五サンチーム税、これはフランスの農民にとっては死活問題であり、農民はこれを共和制にとつての死活問題とした。」他方小ブルジョワにとっては、国立作業場は「プロレタリアの忘れ者」の「見せかけの仕事に対する国家の年金、これが社会主義なのだ」と映つた。これら農民と小ブルジョワは、四月二三日の国民議会選挙において、「旧式の共和主義者の想像に描いていた人民」ではなく「現実の人民」として登場し、ブルジョワジーと王党派の大地主の指導のもとに行動することになる。また一八四八年十二月一日、つまりフランスの「農民反乱の日」⁽¹⁴⁾「フランス農民にとっての二月」に、ルイ・ナポレオン・ボナパルトの大統領当選を支えることになる。⁽¹⁵⁾ それは、「二月の費用を払わされた農民の他の国民諸階級に対する反動、農村の都市に対する反動であつた。」

我々は次に、このような臨時政府の経済的措置をミルがどのようにに把握し、その把握をとおして社会主義の理

論をどのように認識したのかを検討しよう。ミルは、「労働の権利」に関する臨時政府の措置（国立作業場）を端的に「救貧法」として理解し、さらに労働市場における雇用機会の創出のための社会政策として認識している。かれの理解では、臨時政府の「労働の権利」の宣言は、「働く意欲も能力ももっているが独力では雇用機会を与えることができない全ての人々に対して、社会が仕事と賃金を見つけ出すという義務を承認した」ものであり、その「必然的帰結である国立作業場」の創設は、「革命の結果生じた産業の停滞による雇用の大幅な減少という事態」においては、不可避のことであつた。それは、「エリザベス救貧法であり、それ以上の何ものでもなかった。」しかしその適用の方法と条件は、エリザベス救貧法を越えていた。なぜならそれは、全ての被救恤民に対して仕事あるいは施し物を与えるイギリスの教区制度とは異なつて、「一般的な労働市場にもとづく行為」であり、「雇用が著しく不足する場合には、国家が一定量の生産的雇用を創出するに十分なだけの基金を支出する」にすぎなかつたからである。その計画においては、各人から、「努力する意欲を証明するという責任を解除しなかつた」のである。そしてミルは、この国立作業場の解体はそれを開設し続けるだけの財政資金の枯渇によるのであつて、「臨時政府の誤ちではなく不運」のためであつた、という。ミルの批判は、かれの一貫したネオ・マルサス主義（人口原理）にもとづくものであつた。かれは、典型的な折衷主義の態度をもつて——それは近代資本主義の現実の理論的認識を曇らせた——、だがその限りでは知的な誠実さを失うことなく、次のように述べている——

「臨時政府は正しかつたが、この臨時政府の行為を批判する人々もまた正しい。両者はそれぞれ真理をもつ。真理のこの二つの部分が結合して調和する時がくるであろう。全体的真理の実際の帰結は、おそらく次のようになるであろう。すなわち、全ての人々は、かれらの機関である国家をつうじて、労働によって適切な生計の

資をかせぐ能力を互いに保証すべきであるが、しかし人々は、自分の好きなように人類を繁殖する権利を放棄すべきである、ということである。」

つまり、労働の権利は「道徳的公理」であるが、この公理は、たとえ社会主義においてさえ人口抑制の「道徳的行爲」の裏付けがなければ実現されない、というのである。⁽¹⁶⁾

つぎにミルは、「共和主義革命を社会主義革命によってどこまでも追求しようというパリの労働者の大部分によって企てられた断固たる試み」に注目し、「社会主義という新しい現象がそれ自体として何であり、その帰結は何なのか」を考察している。かれは、抽象的には社会主義を「社会的利益の不正な分配に対しておこなわれてきた反抗の近代的形態」としておさえる。だがこの抽象的には正しい原理は、人間と社会の功利によって反論されるだろう——各人は、みずからの努力と有利な機会とによって獲得したものを所有することが認められなければならない、生産と蓄積に励むことをしないであらうし、また何も生産せず蓄積しなかった人々とそれを共有することを強制することは、限らない不正である、と。ミルは、この原理と功利とを結合しようとした「現代のレベラーズ」Ⅱ「社会主義者」の「協同組合型生産のシステム」の構想とその実験に注目した——

「我々は、個々の資本家からかれらの労働と儉約の成果を取りあげることとは不正であることを承認している。またそうすることも提案していない。しかし資本は労働なしでは無益である。そして資本が資本家に属するとするなら、労働は少くとも同じ位神聖な権利として労働者に属している。我々労働者は、自分が気に入る条件でなければ働くことを拒否する自由がある。いまや我々は、我々自身の間での協同組合の体制によって、資本家なしですますことができる。また法と制度によって公平に取り扱われるならば、資本家がその資本を我々の手に委ねる方がかれらの利益とならかつ我々の共同の利益ともなるほどの多くの利潤をあげながら、生産的活

動をおこなうことができるであろう。なぜなら、我々は、資本家にかねらの資本の利用に対して十分な利益を提供することができるであろうからである。そしてまたすぐれたあるいは効率的な労働者たちは、ひとたび独力で働くことができるようになれば、もはや主人のために労働することはなくなり、資本家もその資本を連合した労働者に委ねる以外には、かれらの資本から所得をひき出す手段をもたなくなるであろうからである。」

そのために政府は、課税によってフアンドを増加させ、それを、「協同組合の原理にもとづく産業的共同社会の形成」のために投入しなければならない。「これが社会主義であり」、「現在のフランスの状況においては完全に正当な要求である。」ミルは、この社会主義の原理にもとづく産業的共同社会の形成の試みに対して、政府は、たとえ失敗することがあきらかであっても援助すべきである、と強調した——「この種の国民的実験」は、「民衆教育」の機能をもち、その経験（失敗も含めて）からえられるさまざまな「教訓」をつうじて労働者に「高い道徳的資質」を与えるであろう、と。否、「社会主義的原理と感情に染められていた」パリの労働者階級の力によって成立した臨時政府は、社会主義の実験を強いられていた。こうして政府は、——「社会主義的性格の実践的な措置を採用するほど機は熟していなかったが故に」——「おこなわなければならないかったこと」をおこなない、「なしうる唯一のことをおこなった。」すなわち「その問題に関する公共的討議の舞台」としての「リュクスンブル会議」の設立である。¹⁷

ミルは、ルイ・ブランの思想にふくまれる現代社会批判の視座と、「産業の協同組合システムの実験的確立への政府の援助」による（と理解した）社会再組織化の一般的プログラムを、二月革命が提出した「巨大な問題」として注目したが、当面のその実現可能性については悲観的であった。かれは、次のようにみずから問いを提起し、そして答えている。「もし今、我々は社会主義者の予想に同意するかどうか、またかれらの協同組合型アソ

シエーションが、現在の教育状態において個人競争制に対してその基礎を維持し、しかも勤労の一定量の成果をその公正な分配をおこなひながら確保するであろう、と信じているかどうかを問われたならば、我々の答は否でなければならぬ」と。他面ミルは、このような否定的判断と不信に比例して、「現行社会機構の改革」によって「不正な分配の矯正」という社会主義者の目的を実現できないかどうか、最大限の努力を払う義務があると主張する。ここにもまた我々は、ミルの折衷主義と過剰なほどの「知性」主義を容易に見い出すことができる。私的所有と（社会的）共同所有、個人競争制と社会的平等制、知識人と大衆、私的利益の「卑俗な」刺激と公共精神、等のあいだの折衷。だが我々は、「自由」と「平等」をめぐる屈折したミルの折衷主義を支えているものとして、ある種の——とくにR・オーウェン型の——共產主義への恐怖があったことを忘れてはならないであろう。それは、かれの政治・経済思想を分析する際の鍵ポイントであり、『経済学原理』第二、第三版の改訂作業の中心問題でもあった。ラマルティヌ『ジロンド党の歴史』からの長い引用文も、まさにこのイシューに関係している——「今日までの困難は、人間を相互に区別する徳性、能力、努力の不平等を、財貨（goods, biens）の平等と調停することであった。（中略）この財貨の共有が正当であるためには、我々は、全ての人間の中に同一の意識、同一の労働、同一の徳性を想定しなければならない。この想定は空想的である。そのような虚偽の上には、どのような社会がうちたてられ得ようか。第一に、社会はすべての個人に同一の労働と同一の徳を強制することができなければならない。しかしそのとき、自由はどうなるか。このような基礎に立つ社会は、普遍的奴隸制（universal esclavage）であろう。第二に、そうでないとすれば、社会は、毎日みずからの手で、各人にはその仕事に応じて、アソシアシオン全体の中での各人の労働とサービスに精確に比例したわけ前を分配しなければならぬ。しかしその場合、誰れがその判定者となるのか。」⁽¹⁹⁾

しかしミルは、「諸階級間の怖るべき誤解」(ラマルティヌ)が除去されず、三月一六日のデモ、四月一六日の事件、五月一五日事件と日を追って緊張が昂まり衝突が繰りかえされたブルジョワ、小ブルジョワ共和派ならびに国民軍と労働者民衆、ブランキ派との対決の中で、かれの理解し期待した「社会主義の国民的実験」が挫折し廃棄され、最終的に「六月暴動」において共和主義と社会主義が決定的に離反してしまったことを歎いた。ミルの状況認識によれば、「六月の日々」は、決して「社会主義的指導者の原理と教説」によるものではなかったが、「ブルジョワジーを、最も有益な計画でさえも最も有害であるという氣違いじみた恐怖でみたり」、どんな政府であれ「第二の社会主義的暴動の恐怖からかれらを解放してくれる政府」に身を投げ入れさせてしまった。⁽²⁰⁾この新たな階級対立の顕在化と流血の衝突は、「共和制の大義」への諸階級の結集を願ったミルの期待に反した四月の総選挙の結果の裡に準備されつつあった。この選挙結果はまた、ミルの政治思想に幾つかの教訓を残した。それ故我々は、つぎに選挙の状況とその結果について簡単にふりかえてみようと思う。

三月一七日、国民議会議選挙の延期を求める大規模な示威行動がおこなわれた。これを指導したのは、ブランキや人権協会などの革命的クラブと、コルボラシオンを基礎として自律的な組織を形成しつつあった労働者民衆であった。かれらは、労働者の自律的な組織化を進めると同時に、コルボラシオンの職能的利害に立脚して議会議選挙に備えるために「セーヌ県労働者中央委員会」を結成した。中央委員会は、各コルボラシオンから推薦された候補者を収約し、労働者代表の総会でそのリストの諾否を決定して、選挙における民主主義の勝利をかつこうとした。しかし「選挙のメカニズム」はこのようなコルボラシオンによる候補者選定とは全く異質であることを知っていたルイ・ブランは、統一的な候補の重要性を指摘し、リュクサンブール選挙委員会による三四名の統一候補の選定を提案した。しかし四月二三日の選挙の結果当選したのはただ一人、指物職人の活動家アグリコルII

ベルディギエであつた。⁽²¹⁾

だがリユクサンブル派の敗北は、選挙運動の稚拙のためではなかった。それは、なによりもまず、「酔ったパリに対するしらふの農村の反撃」(マルクス)であり、また「労働の世界」に対する「政治の世界」の勝利であつた。国民議会選挙に立候補し当選したトクヴィルは、同時に鋭いメスを使いこなすすぐれた外科医のごとく、冷厳な「政治の論理」を分析している。シエルブルを除いてはほとんど農村部からなるフランス西部のラ・マンシュ県(かれの選挙区)の様子を、次のように語っている――

「パリのたえざる不穏な状態、新しい税の賦課、全面的な戦争の勃発の怖れを耳にしはじめた時、また産業が行き詰まりつつあり明らかに貨幣が地下に消えつつあるのを知った時、とくに財産の原理が攻撃されつつあるということを聞いた時、かれら(県民)は、ルイ・フィリップ以上の何かが危険に曝されていることを認識したのであつた。はじめは上流社会に限られていたこの恐怖は、今や最下層の働く人々にまで伝染した。⁽²²⁾」

「身分と富による古い政治的憎悪も敵対も消滅していた。もはや農民と富者、また貴族とブルジョワの間を切り離すいかなる嫉妬も不遜な態度も存在しなかった。代りに相互の信頼、尊敬、友情が生れた。所有権は、それを享受する全ての人々を結び合わせる一種の友情の感情を生み出した。全員が、護るべき共通の遺産をもつ兄弟であると考えたのである。⁽²³⁾」

「フランスでは全ての農民はいくらかの土地をもっており、かれらの小保有土地のほとんどは負債を負っている。それ故貴族よりも債権者の方が、かれらの敵であつた。攻撃さるべきであつたのは、債権者であつた。財産権の廃止ではなく、負債の廃止こそが約束さるべきであつたのだ。一八四八年のデマゴーグたちには、このような計画は、思いもつかないことであつた。⁽²⁴⁾」

こうした感情が農民の「選挙への情熱」をかきたてた、とトクヴィルはいう。それは、「パリの支配者と対決するのに利用できる最も危険のない手段」であったからである。かれ自身貴族出身であり名望家であったトクヴィルは、十二万票のうち一一〇、七〇四票で当選した。かれとともに当選した議員の多くは、旧王朝反対派、革命後のいわゆる「事後の共和派」であった。⁽²⁵⁾ トクヴィルの証言によれば、「新議会は、選挙人、被選挙人ともお金をもっていることが必要条件であった時に選出された下院よりもはるかに多数の大土地所有者を含んでいた。また復古王政のときよりはるかに多数の聖職者グループがいた。⁽²⁶⁾」

こうして自然発生的な蜂起によってパリを制圧し、そのことによって——フランスの中央集権化という歴史的条件の下で——フランスの主権を掌握した共和派とくにその中核であった社会Ⅱ共和派は、フランス全国いなかの人口の多数をさえも代表していない、という単純な事実の力によって敗北した。かれらは、みずからの「実力」で獲ち取った民主主義によって葬り去られるという逆説に直面したのである。普通選挙制は、数の民主主義によって反革命の武器に転化したのである。「国民に利益を与えなくても権利を与えるならば、共和制を民衆のものとするのに十分であると想像した」かれらは、「普通選挙権を確立することによって国民に革命を支持するよう訴えているのだと考えた。だが実際はかれらは、国民に対して革命に反対する武器を提供しただけだった」のである。トクヴィルの痛烈な批判的認識によれば、社会主義者たちは、「普通選挙権を使いこなすことも、普通選挙権なしですますこともできなかった。もし上層階級がかれらの受けた一撃によって呆然としており、人民が不満を抱いていたよりも驚愕していた二月二四日の直後に選挙をおこなっていたならば、おそらくかれらは、国民議會をかれらの思い通りにしたであろう。あるいはもし大胆に独裁権力を掌握したならば、なおしばらくの間それを保持したであろう。しかしかれらは、国民を疎外する結果となるあらゆることをおこなないながら、他方

では、みずからを国民に引き渡してしまった。かれらは、国民のお慈悲にすがりつつ国民に脅しをかけた。かれらは、その計画の大胆さとコトバの暴力によって国民に恐怖を与えたが、かれらの行動の弱々しさは抵抗を誘発した。かれらは、国民の審判を仰ぐまさにその時に、誇らしげに教師ずらをして歩き回った。かれらは、勝利のあとに隊列を開く代りに、嫉妬深くそれを閉ざしてしまった。総じてかれらは、多数者を⁽²⁸⁾通じて、しかし多数者の意向に反して統治するという、この解決不可能な問題を解こうと努めたように思われた。」

こうしてパリの社会Ⅱ共和派の質は、量の民主主義によって敗北を強いられた。有権者数約二五万のきわめて限定された制限選挙制から九〇〇万人以上の有権者による普通選挙は、一八四八年十二月の大統領選挙におけるルイ・ナポレオン・ボナパルトの圧倒的勝利において、新たに「量の質への転化」を示すことになる。それは、近代史上初の人民投票的民主主義（M・ウェーバー）の実験であったが、この指導者民主主義は、かの「ブリュメール一八日」のクーデタと人民投票によるその承認とにおいて、人民投票的独裁制（民主主義と独裁の結合）に転化するであろう。この人民投票においてルイ・ボナパルトは、オルレアン派を中心とする国民議会による「選挙権の縮小」から普通選挙権を回復しさえしたのである。⁽²⁹⁾マルクスは、一八四八年のフランスの政治劇の主人公やわき役の性格と役割を、社会階級の分析をつうじて明確にし、ドラマの展開過程を構造的に分析した。その二冊の長大なパンフレット、『フランスにおける階級闘争』と『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』は、一八四八年二月の喜劇と六月の悲劇、さらに十二月一〇日と「ブリュメール一八日」の茶番劇の本質を、多彩なレトリックを用いて分析した——しかも天才的な観察——の書である。

こうして「かれら（革命をおこなった党派——引用者注）の悲しみと怒りは、候補者が次々と落選するにつれて増大した。かれらが、ときには静かに、ときにはかん高い声で、国民について無知で恩知らずで気が狂って

おり、自らの利益に敵対しているとみなさるべきだという不満をいうのが聞かれた。私は、モリエールのコトバを思いおこした——“Pourquoi ne m'ainer pas, madame l'impudente?”（なぜ私を愛してくれないの、少しはずうずうしくはなくって？）しかしそれは、パリにもどってその状態をみてみると、笑いごとではなく邪悪な怖るべきなものかであった。その都市では、仕事もなく飢えて死のうとしているがなお空しい理論を頭に一杯つめ、空想的な希望を抱いた一万人の労働者が、武装して連隊を形成していた。社会は二つに切り裂かれていた。すなわち共通の嫉妬で結合した持たざる人々と、共通の恐怖で結合した持てる人々である。もはやこれらの二つの大きな階級を結びつける共通の絆は存在しなかった。そして闘争が、まもなく至る所で不可避となると考えられた。パリではほとんど毎日、財産所有階級の資本と所得に対する攻撃と脅しがおこなわれていた。⁽³⁰⁾

選挙の結果は、普通選挙権を与えることによって国民の支持を獲得することを期待した共和主義者と同様、ミルを欺くこととなった。「真摯な共和派議会の創出」とそのための「民衆の精神の共和主義化」の期待は、打ち砕かれた。かれは、なぜフランスにおいて永続的な共和制の確立が失敗したのかを問うて、新しい制度をつくりそれを運用するのに必要な二つの条件を強調している。一つは、国民の習慣と感情にとって急激であってはならないこと、第二は、国民の中に存在しない資質を前提としてはならないこと、である。一八四八年二月の勝利は、第一の条件が存在したためであった（「国民の感情は共和主義によってショックをうけなかった」）が、第二の条件はなお未知の変数であった。そして未だ存在しない公共感情に期待をかけざるをえなかった。結局——とミルは総括的に述べている——「フランスにおける共和制の確立が時期早尚であったとすれば、それは後者（第二の条件——引用者注）のためである⁽³¹⁾」。⁽³¹⁾フランス国民の大多数の「政治的受動性」という資質と、「フランスに存在する進歩のほとんど唯一の要素」であるパリの影響力に対する地方諸県の「嫉妬」とによって、「本質的

に保守的な議會」、つまり「あまりに保守的な精神をもっているとして正當に非難さるべき立法府」が生み出されたのである。この事實は、——すぐのちに検討するように——ミルの政治思想に大きな刻印を残すこととなつたが、改めてかかれに、次のような平凡な真理の力を確認させることになつた——「大多数の人々は、概して現存の事物に固執する、そのさい習慣と慣習の力は、ほとんど全ての場合遠い将来の利益よりもまさっている」⁽³²⁾

一八四八年十二月の大統領選挙も、ミルのこのような確信を再証明した。一八四九年五月二八日の長文のチャ・マン宛手紙は、この選挙についての興味深い考察を含んでいる。ミルによれば、五五〇万票を獲得したルイ・ボナパルトの圧倒的勝利（カベニャック一四〇万、ルドリュ・ロラン三七万）は、「膨大な農民票のおかげ」であり、「名前の力の史上最も著しい事例」であつた。「共和制への憎しみ」がその効果を助けた——なぜなら、何が最も自由な政治形態であるかについて思いめぐらすことができない「余りに無知」な農民階級は、「革命が必要ならしめた臨時の増税（既述の四五サンチーム税——引用者注）にいらだち、ブルードンや社会主義者たちの反財産の理論を恐怖していた」からであつた。こうしてフランスは、「反動的な政党の手に身を委ねた愚かで無知な冒険家によって統治されること」を選んだ。⁽³³⁾ 他方、ルイ・ボナパルトの当選のあと、共和主義の大義を救済しようとするミルの希望は、四八年六月暴動以来分極化した階級間を媒介する「中間政党」の成長にかけられた。この希望はまた、「終つたばかりの総選挙」（四九年五月）における「モンターニュ派と赤い共和派の議席の四倍増」（一八〇議席）と「穩健共和派」の進出（七〇議席）という結果をふまえたものであつた。なぜなら、「今や民主主義者は、そして社会主義者でさえも、有権者の精神への討論の平和的影響力によって目的を達成する機会をもっていると考えたからである。ミルは、ブルジョワ階級内の分裂を仮定して、中間政党がより平等な社会への平和的な変革を促進することを期待した——「フランスとヨーロッパにとっての機会は、（中略）中間政党

が、私的所有の諸制度を維持しながら（しかしアソシエーションによってそれを廃止するためのあらゆる可能な実験を促進しながら）その私的所有制度に必然的に内在する全ての不平等を除去すべく努めるような社会体制を建設する合理的原理を成熟させる可能性にかかっている」と。⁽³⁴⁾

一八五一年のクーデタは、ミルのフランスに関する希望を再び打ち砕き、国民の公共道德と知的水準の高度化が社会変革の必要な前提条件であるという見解を、改めて強調するようになった。権利と機会が与えられれば国民は最良の指導者を選ぶであろうというかれの二月革命時の期待とは逆の経験は、かれの政治思想の一般化にあたって重要な幾つかの刻印を残した。第一は、普通選挙権が全く無教育な選挙民に及ぼす影響である。『議會改革考』（一八五九年）においてミルは、フランス農民の社会——経済的地位の複雑性を認識しつつ、しかしかれらの投票行動から、教育上の資格制限の必要性を引き出した。「読み、書き、算術は、教育資格制限の最低水準であるにすぎない。だがこれらでさえ、おそらくフランスを現在の退廃から救うのに十分であつたろう。その国のほとんど全ての教育ある人々に対立して、ルイ・ナポレオンを大統領にした何百万人も選挙民は、主に農民であり、かれらは読むことも書くこともできず、かれらの公的人物についての知識は口頭によるという伝統に限られていた。」⁽³⁵⁾このような選挙権（と秘密投票）の問題をめぐる保守的な方向への転回は、抽象的原理の結果というよりも、「現代社会の全問題」において最も先進的なフランスの経験がその引き金をなしているといつてよい。⁽³⁶⁾

第二は、前述の中間政党的成熟への期待とかかわる。かれは、近代社会の二つの階級（“sinister classes”）、つまり資本家的ミドル・クラスと社会主義的労働者階級の間を有効に調停しうる中間政党的の発展ないしは知的少数者の政治的機能を保証するのに必要な政治の枠組みを構築しようとした——ヘア式比例代表制と複数投票制とによる少数代表制、「立法委員会」と近代官僚制による知的アリストクラシーのヘゲモニー等である。⁽³⁷⁾

第三は、人民投票型指導者選出の問題である。ミルは、アメリカの例を参照しつつ、大統領または首相は人民の直接投票によってよりも人民の代表による方がよりよく選出されることを論証しようとした。もし大統領が議会によって選出されるならば、かれは一般に政党の周知の指導者であり、また最も有能と認められた人であろう。それに対して、直接人民投票によって選ばれるならば、かれは、「未知の凡庸な人物かそれとも政治以外の領域で評判を獲得した人かのどちらか」であろう。その結果、「相対的に蒙昧な人物」が執行権力を掌握することになる。こうしてミルは、「社会の直接投票による大統領の任命」は「フランス憲法の作成者たちが犯した最も深刻な誤ちである」ことがまもなく証明されることになるであろうと予測しつつ、「フランス社会の現在発酵している要素」に、次のようなアメリカで経験済みの「大きな害悪」を導入したことを指摘している——すなわち、一つは、「持続的な選挙運動のバカ騒ぎ」であり、もう一つは、全ての重要な公的問題の決定がそのメリツトによってではなく、「次の大統領選挙に及ぼす影響への予測によっておこなわれる」ことである。ミルは、フランス憲法の人民投票条項が大統領を立法院から独立させるといふ重要な原理にしたがって導入されたことを認識していた。もし大統領が立法院により任命され解任されるならば、「立法院の単なる書記」になってしまい、「いかなる判断もおこなわず、自分自身の責任も負わなくなってしまう」であろう。しかし——とミルは言う、「この弊害を避ける手段が別にあったのであり、もし採用されていれば完全に有効であつたろう。」すなわち、議会の不信任決議に対する執行部の議会解散権である。⁽³⁸⁾フランスの憲法制定議会は、このようなイギリス型の議院内閣制の制度の代りに、「議会と大統領を対面させること」によって、「二つの権力間の永続的な敵対関係を組織」してしまった。その結果、この敵対関係から「自由になるための手段は、クーデタを除いては存在しないであろう」⁽³⁹⁾ミルの予見は的中し、かれは深い幻滅を味わうこととなった。他方、ミルのこのペシミズムを嘲笑う

かのように、かれの同時代の理論家W・バジヨットは、クーデタの必然性と正当性を擁護し、未組織の人民の支持によって貴族を打倒し人民のための人民の名による統治を確立した民主的独裁制としてのカエサル主義の現代における実現とみなした。なぜなら、とくに挫折した革命、あるいは裏切られた革命のあと、革命の原理の復活、継承を説くひとりのカエサルの出現が民衆によって望まれる必然性は、十分に考えられたからである。バジヨットの考察は、政治学の周知のテーゼ、すなわち、少数特権者である貴族やブルジョワジーの支配する議会制的デモクラシーか、それとも民衆によって支持された多数者のための独裁的デモクラシーか、という設問を含んでいる。かれは、ナポレオン三世を、人民投票の指導者民主主義の担い手として、そのクーデタを正当化⁽⁴⁰⁾した。伝統に根ざしたイギリスの国家体制(Constitution)の安定性を分析し擁護したバジヨットのクーデタの正当性の擁護と、イギリス国制へのラディカルな批判者ミルのクーデタ批判は、思想史における奇妙な逆説とみなしうるであらう。

注

- (1) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 36.
- (2) Louis Blanc, *L'Organisation du travail*, Paris, 1840. 邦訳(谷川稔訳)、河野健二編『資料フランス初期社会主義——二月革命とその思想』(平凡社、一九七二年)所収。以下『資料』と略す。
- (3) R. B. Rose, Louis Blanc: the collapse of a hero, in E. Kamenka and F. B. Rose (ed.), *Intellectuals and Revolution—Socialism and the Experience of 1848* (Edward Arnold, 1979), pp. 35ff; Albert S. Lindemann, *op. cit.*, pp. 76ff. 阪上孝『フランス社会主義——管理か自立か——』(新評論、一九八一年)第二章「協同組織思想の展開」喜安朗『民衆運動と社会主義』(勁草書房、一九七七年)。
- (4) A. S. Lindemann, *op. cit.*, p. 76.

- (5) R. B. Rose, *op. cit.*, p. 36.
- (6) 阪上孝訳「臨時政府の宣言」(二月二五日)、前掲書『資料』三六五頁。なお喜安朗、前掲書、五九一六〇頁参照。
- (7) R. B. Rose, *op. cit.*, p. 38.
- (8) Maurice Agulhon, *op. cit.*, p. 37.
- (9) 阪上孝訳「臨時政府の宣言」(二月二八日)、同訳「臨時政府の宣言」(三月一日)、前掲書『資料』三六六―三七頁。なおバリの労働者の職能的組織である「ユルボラシオン」については、喜安朗、前掲書、六五頁、谷川稔『フランス社会運動史』(山川出版、一九七七年)を参照。
- (10) マルクス、前掲書『階級闘争』一六頁。
- (11) 阪上孝、前掲書、一三五頁。
- (12) 阪上孝訳「労働者のための政府委員会一般報告——一八四八年四月二六日」、前掲書『資料』所収。
- (13) M. Agulhon, *op. cit.*, p. 37.
- (14) マルクス、前掲書『階級闘争』二二、二六、四一頁。
- (15) マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』全集第八巻、一二四頁。
- (16) J. S. Mill, *Vindication of French Revolution of February, 1848*, in *op. cit.*, pp. 384-8.
- (17) *Ibid.*, pp. 388-393.
- (18) *Ibid.*, p. 394.
- (19) *Ibid.*, p. 396, Appendix, p. 562. 『経済学原理』初版には、次のような激しい「共産主義」批判の記述があった——
「波瀾のない、だが興奮もない単調な日常的な仕事、外的な規則の強制的な遵守と指示された仕事の遂行のうちに過される生活、(中略) 誰れも自分自身の努力によって自己の境遇あるいは私的に愛する者の状態を改善することができず、誰れの生活様式、職業、運動も選択によるものではなく、各人が万人の奴隷となるような生活、そこにはほとんど私たちを牽きつけるものはない。」J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, C.W.vol. III, Appendix A, p. 978, 1-1 MS, 48.
この文章は、ハリエット・テラー夫人の要請により第二版以後にはよりおだやかな表現に和わらばれたが、しかし「生活を一種の死のレベル (dead level) にしてしまうという理由による共産主義への反対」は、表現の厳しさの程度を別に

すれば、ミルの思想を一貫している。詳細な検討は別の機会をまたなければならないが、さしあたり次の資料を参照。

J. S. Mill to Harriet Taylor, 19 Febr. 1849, C.W.XIV, L. L., pp. 8-10; J. S. Mill to Harriet Taylor, 21 Febr. 1849 *ibid.*, p. 11; J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, Appendix A, p. 984-5.

なおミルと二月革命との関係、フランス初期社会主義一般については、既にあげたものの他に次の研究を参照。Iris Wessel Mueller, *John Stuart Mill and French Thought* (Univ. of Illinois Press, 1956), chap. 6, "The French Revolution of 1849"; Wendy Joy Sarvasy, *From Democrat to Socialist: John Stuart Mill's Political Theory and Class Analysis* (Univ. of California, Ph.D dissertation 1978, University Microfilms International, 1982), Part II, "The Mature Mill: Far beyond Democracy to Socialism"; Keith Taylor, *The Political Ideas of the Utopian Socialists* (Frank Cass, 1982).

(20) J. S. Mill, *Vindication of the French Revolution of February, 1848*, *op. cit.*, p. 392-4, 「六月暴動」とその原因にかんするミルの考察は「きわめて簡単である——それは不運な状況のためである。」マルクスの「フランスプロレタリアートの真の誕生日、現実的な階級闘争の幕あけ」という周知の位置付け（トクヴィルも、まったく異った背景と共感をもってであるが、根本的に新しい闘争の開幕とみなした）と比較してみれば、この簡単さ自体が、ミルの一八四八年革命への基礎視角を暗示している。六月暴動は、それ自体としては事実上かれの折衷主義あるいは分極化した階級関係の調停という基礎視角の（敗北）を意味した、といつてよいかもしれない。しかし私的所有制度に内在する不平等を除去しつつ、理想的な私的所有制と生産者協同組合型社会主義の実験との平和的共存と競争という視角は、『原理』改訂作業の中になお貫ぬいている。

(21) 喜安明、前掲書『民衆運動社会主義』所収、「二月革命と労働大衆」参照。

(22) Alexis de Tocqueville, *op. cit.*, p. 86.

(23) *Ibid.*, p. 87.

(24) *Ibid.*, p. 97.

(25) *Ibid.* トクヴィルも「事後の共和派」であった。かれは、『アメリカにおける民主主義』においても、共和制を君主制よりも多くの約束を与えるけれども少しの自由しか与えないが故に均衡を失した形態と考えていた。そして——後に改め

- てみるように——執行権力の創出における人民投票は政治的不安定を生み、この不安定な興奮の時代には革命をもたらすであろうし、平和な時でさえも大きな不安の原因となるであろうことを怖れた。だが個人として、またのちには外務大臣として、かれは、誠実に共和制を維持することを望んだ。なぜなら、現在のところ平和と秩序の唯一の希望は、共和制以外にはなかったからであった。cf. Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, the Henry Reeve Text as revised by Francis Bowen, now further corrected and edited by Phillips Bradley (Vintage Books, 1945), Vol. I, pp. 437-8; ditto, *Recollections*, op. cit., p. 223, I. W. Mueller, op. cit., P. 179. 小川晃一『トクヴィルの思想』(木鐸社、一九七五年)第四章、とくじ一六〇—一頁。
- (26) Alexis de Tocqueville, *Recollections*, op. cit., p. 102; A. S. Lindemann, op. cit., p. 82.
- (27) Alexis de Tocqueville, op. cit., pp. 97. なお「反革命の武器」としての普通選挙権という「近代批判のロマン派経済学者シスモンディ以来のテーゼを、まさに一八四八年の二月—四月の日々に認識していたのは、ブランキ派を除けばトクヴィルとプルードンであった。プルードンについては、次の邦訳、研究を参照。プルードン(陸井四郎、本田烈訳)『一九世紀における革命の理念』(三一書房、一九七一年)、第四研究「権威の原理」とくに二五〇—五頁、河野健二編訳『プルードン』(平凡社、一九七七年)、第一部第二章、第三部第二章、西川長夫『フランスの近代とボナパルティズム』(岩波書店、一九八四年)、第五章「反国家主義の思想と理論」J. Hampden Jackson, *Marr, Proudhon and European Socialism* (The English Universities Press, Ltd., 1957), pp. 71-81.
- (28) Alexis de Tocqueville, op. cit., pp. 96-7.
- (29) 一八五一年五月三十一日の選挙制度法は、間接的な財産資格制限ともいふべき「住居能力」(カヴェニヤック)を投票権の資格要件とした。それによれば、同一自治体もしくは区に3ヶ月間以上居住した人々にだけ選挙権が与えられる。それは、職を求めて住居と変えなければならぬ流動的な多くの労働者を排除する手段であった。その結果有権者は、九六一万から六八〇万に激減した。たとえばパリでは三五パーセント、セーヌ県、ノール県ではそれぞれ六二パーセント、五一パーセントの人々が、選挙資格を奪われた。参照、ジャン・ロム、前掲書、三〇—一二頁、バラクラフ(中村英勝・中村妙子訳)『現代史序説』(岩波書店、一九七一年)第五章、西川長夫、前掲書、第三章「ボナパルティズムとデモクラシー」、第四章「ボナパルティズムの原理と形態」。

- (30) Alexis de Tocquville, *op. cit.*, p. 98.
 - (31) J. S. Mill, *op. cit.*, p. 399.
 - (32) *Ibid.*, pp. 403, 405.
 - (33) J. S. Mill to Henry Samuel Chapman, 28th May 1849, *L. L.*, pp. 32-33.
 - (34) *Ibid.*, p. 33.
 - (35) J. S. Mill, Thoughts on Parliamentary Reform, in C. W. XIX, *Essays on Politics and Society*, p. 327.
 - (36) Wendy Joy Sarvasy, *op. cit.*, p. 463; I. W. Mueller, *op. cit.*, pp. 185-6.
 - (37) cf. J. S. Mill, *Considerations on Representative Government*, C. W. XIX.
 - (38) シルは「この議會解散権で「武装された執行部」はまだ「どのような第二部よりも「不当な立法作業」をおこなおうとする議會に対する有効な抑制となる」として「かれの一院制議會擁護を補強している」。
 - (39) J. S. Mill, *Vindication of the French Revolution of February 1848*, *op. cit.*, pp. 407-9.
- なお「マルクスは「人民投票によって支持された強力な執行権力と普通選挙権によって選出された立法議會との二元的対立にクーデタ発生を見い出す見解を批判した。マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日』全集第八巻を参照。
- (40) W. Bagehot, Letters on the French Coup d'État of 1851, in Norman st. John-Stevass, *Walter Bagehot: A study of his life and thought together with a selection from his political writings* (Eyre & Spottiswoode, 1959).
- なおボナパルティズムについては「西川長夫「前掲書」第三章「ボナパルティズムとデモクラシー」第四章「ボナパルティズムの原理と形態」を参照されたい。

五 結びに代えて

ポレミークの書であり時論の書である『一八四八年フランス2月革命擁護論』は、現代への分水嶺をなす2月革命と2月革命が提出した諸問題、とくに労働者階級の政治の舞台へによって画される民主主義と社会主義の問題を、将来の歴史の不可避の課題として受けとめ、そして分析した。フランスの労働者民衆とくに社会主義共和派に結集した民衆が闘い取った普通選挙権が、結局は「反革命の武器」となり、人民投票制が独裁の武器（人民投票的独裁制）となったという逆説は、改めてミルに、深刻な思想的再検討を強いることとなった。かれの理論の書である『代議政治の考察』は、民主主義の原理を理論的体系化の基柱としながらも、さらに民主主義の制度化にあたっての基礎的諸条件、とくに制度をつくる精神と制度を運転させる精神という政治文化を重視し、そのための枠組を理論的に弁証しようとした（ヘア式比例代表制、複数投票制、公開投票制、立法委員会制度など）。また『自由論』は、諸条件の平等化としての民主主義の進展に伴う「数の支配」によって、「集団的凡庸化の圧力」のうちに自由と個性が圧殺される危険性を指摘し、「世論の独裁」Ⅱ「多数者専制」という逆説的な「危機」に警告を發しつつ、「政治的専制」から「社会的専制」へと「自由」の運命への視座構造の転換の重要性を強調した。これらの理論的体系化の背後には、既に本文で検討したように、「現代の全問題を提出した」フランスの経験が、一つの——だが重要な——契機として濃い影を投げかけていた。

他方パリを制圧した「唯一の実力」の中心を占めた労働者階級と社会主義派、かれらの実践と理論を、ミルは、「社会主義の実験」として受けとめ、私的制所有と競争制に内在する不平等と不正とに対する知的、道徳的、実践的な批判形態として重視した。一八四八年革命における社会主義と『経済学原理』第二、第三版での訂

正追加（とくに「労働者階級の将来の見通し」の追加やV・コンシデイランを通じて学んだフリーエ主義の評価）との直接的関連は、『自伝』や当時の多数の手紙などの資料に照らして明らかである。社会問題を解決する究極的な形態であるか否かをめぐる社会主義への関心とコミットメントは、フランスとイギリスにおける経験をふまえて展開した生産者協同組合型アソシエーション論や「土地保有改革協会（Land Tenure Reform Association）」運動における「土地社会主義」論を支えたものであり、最晩年の——社会主義に批判的な——『遺稿社会主義論集』をも貫ぬいている。こうして、フランス四八年革命が提起した「巨大な問題」Ⅱ「社会主義という新しい現象」は、ミルのその後の知的生活における最も重要な要素であり続けたのである。

（一九八四年十月三〇日）